

策定年月	平成 12 年 4 月
変更	平成 14 年 4 月
変更	平成 18 年 8 月
変更	平成 23 年 7 月
変更	平成 28 年 3 月
変更	令和 3 年 3 月
変更	令和 8 年 3 月

守山市地域農業振興計画（マスタープラン）

（目標年度：令和 12 年度）

令和 8 年 3 月

滋賀県守山市

目 次

第1章	守山市地域農業振興計画の改訂にあたって	1
1	計画改訂の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
第2章	本市の情勢と課題	2
第1節	本市の情勢	2
1	本市の現状	2
(1)	位置・面積	2
(2)	地勢	2
(3)	気候	3
(4)	地質・土壌	3
2	農業の現状	4
(1)	農家の現況	4
1)	農家数	4
2)	主副業別農業経営体数	5
(2)	土地の利用状況	6
1)	経営耕地面積	6
①	経営耕地面積	6
②	経営体当たりの経営耕地面積	7
2)	農業生産基盤	8～10
3)	遊休農地	10
(3)	農業生産の現状	11
1)	水田における農作物作付面積	11
2)	農業産出額	12
3)	認定農業者の推移	13
4)	環境こだわり農産物の生産状況	14
5)	地域農業の将来に関するアンケート調査の実施結果	15～17
6)	農業組合に関するアンケート調査の実施結果	18～20
第2節	農業の課題	21～22
第3章	農業の将来像	23
第1節	基本理念	23
第2節	基本方針（農業振興の柱）	23～24

第3節 施策の体系	25
第4章 基本方針と施策の展開および成果目標	26
基本方針1 <人> 多様な担い手の育成・確保および農業を通じた交流	26
◇現況と課題	26
◇施策の展開	26
(1) 担い手の育成と農業継続支援	26
(2) 人材・労働力の確保、後継者不足対策	26～27
(3) 多様な人の農業への参加や農業を通じた交流促進	27
◇成果目標	27
基本方針2 <農地> 農業生産基盤の保全および農地の集積・集約化	28
◇現況と課題	28
◇施策の展開	28
(1) 優良農地の保全と遊休農地の解消	28～29
(2) 担い手への農地集積・集約化と大規模区画化	29
(3) 農業生産基盤施設の保全・長寿命化対策	29
◇成果目標	29
基本方針3 <農産物> 地域特性を活かした農産物の生産と販売・消費	30
◇現況と課題	30
◇施策の展開	30
(1) 産地（ブランド）の形成と発展	30～31
(2) 地産地消の推進・6次産業化の推進	31
◇成果目標	32
基本方針4 <栽培技術・環境> 栽培技術等の向上と環境調和・気候変動への対応	33
◇現況と課題	33
◇施策の展開	33
(1) 各作物の栽培技術等の向上	33～34
(2) 環境負荷低減の取組	34～35
(3) 気候変動等への対応	35
◇成果目標	36
基本方針5 <農村> 農村集落の将来像の検討	37
◇現況と課題	37

◇施策の展開	37
(1) 農業組合のあり方検討	37
(2) 地域計画のブラッシュアップに向けた定期的な見直し	37
◇成果目標	37

第5章 関係機関による農業施策の一体的な推進	37
------------------------	----

用語解説	38～42
------	-------

※マークの付いている用語は、P38～P42 の用語解説に掲載しております。

第1章 守山市地域農業振興計画の改訂にあたって

1 計画改訂の趣旨

近年の農業は、農業者の減少・高齢化が深刻化するとともに、国際情勢の不安定化や長引く円安等による燃料や肥料などの農業用資材の高騰、気候変動による猛暑や自然災害の発生に伴う減収等、農業を取り巻く環境は大変厳しく、さらには米の価格高騰が起こるなど、不確実性が増している状況にあります。

国では、令和7年4月11日に新たな「食料・農業・農村基本計画[※]」が閣議決定されました。この基本計画は、平時からの食料安全保障を実現する観点から、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化に対応し、また、短期的な食料・農業・農村に係る課題の発生等があっても対応し得る構造にするため、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとされています。

滋賀県においては、10年後（令和17年）の目指す姿を描き、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間として、目指す姿の実現に向けた農業・水産業の具体的な施策を示す、次期「滋賀県農業・水産業基本計画[※]」の策定が進められております。

こうした状況の中、本市農業の基本的な計画であります「守山市地域農業振興計画（マスタープラン）」（以下「マスタープラン」という。）が、令和7年度に目標年度を迎えることから、守山市長期ビジョン2035[※]のもと、都市計画マスタープラン[※]との整合を図り、5年後（令和12年度）を目標として、本市農業の目指すべき姿を設定し、地域農業の活性化を図るためマスタープランを改訂するものです。

なお、食料・農業・農村基本計画には『水田政策を令和9年度から根本的に見直す』と明記されており、現在、国において詳細が検討されている段階のため、その状況等を踏まえて、今後5年の間にマスタープランは必要に応じて見直すものとします。

2 計画の位置付け

守山市長期ビジョン2035を上位計画とする本市農業の基本計画とし、本市の農業振興の指針となるだけでなく、農家（生産者）、消費者、JA、市等の各主体がそれぞれの役割に応じて、主体的に取組を進めるうえで共通の指針と位置づけるものです。

3 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

第2章 本市の情勢と課題

第1節 本市の情勢

1 本市の現状

(1) 位置・面積

本市は、滋賀県南部、琵琶湖の東南部に位置し、南西は草津市、南東は栗東市、北東は野洲市、北西は琵琶湖に接した、人口 86,113 人、世帯数 35,926 世帯（令和 7 年 9 月 30 日住民基本台帳）の都市です。

また、鈴鹿山系に源を発する野洲川によって形成された沖積平野で、東部から西部に向かって緩やかな傾斜をなす平坦地で、面積は、55.73 km²であり、滋賀県全体（4,017.38 km²）のおよそ 1/100（1.4%）を占めています。

本市の主要な交通網としては、近隣市における国道 1 号線および 8 号線ならびに名神高速道路栗東インターチェンジに近く、鉄道においては京都まで約 30 分、大阪まで約 1 時間と都市近郊に位置しています。

さらに、都市近郊という地理条件を活かし、ベッドタウンとして毎年人口が増加しています。

(2) 地勢

本市の広ぼうは、東西 8.4km、南北 12.2km からなり、海拔は最高 106.1m、最低は 83.7m の地域にあり、山はありません。

市域から琵琶湖に流れ込む野洲川は、琵琶湖に流入する滋賀県最大の河川であり、かつての野洲川は天井川で、これまで幾度となく水害をもたらした暴れ川でした。北流と南流に分かれていましたが、昭和 54 年に新放水路に暫定通水され、現在の新しい野洲川として生まれ変わりました。

旧野洲川の南北流廃川敷地や湖岸では、野洲川地区県営畑地帯開発整備事業により約 137ha の優良農地が造成され、現在、果樹や野菜などの営農がなされています。

(3) 気候

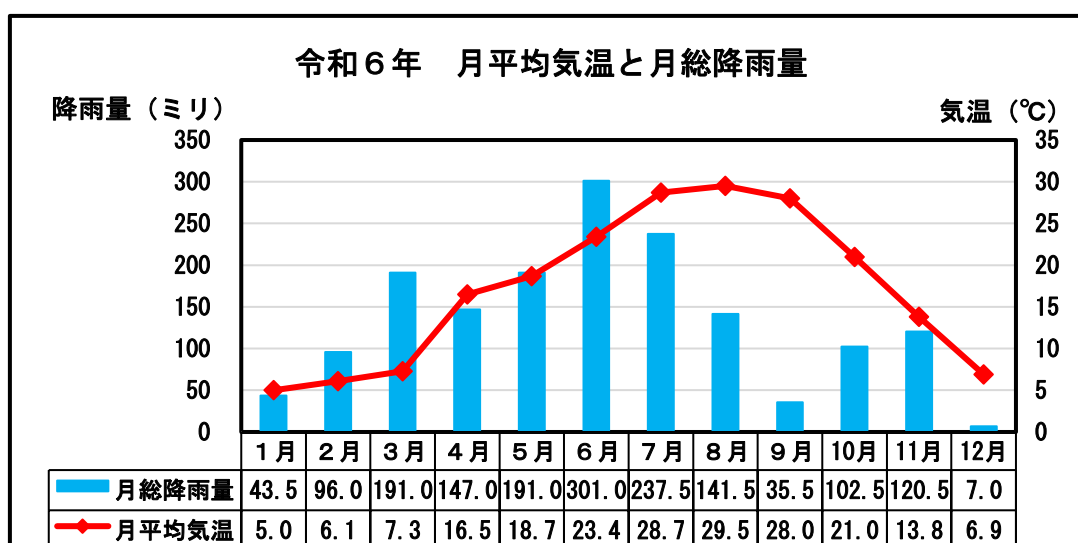
本市は湖南気候区に位置し、琵琶湖の影響で瀬戸内型の気候を示し、県内の中でも比較的温暖で、冬季の降雪量も少なく、恵まれた気象条件を有しています。

令和元年と令和6年の気温を比較すると、7～10月は各月とも2度前後上昇しています。

降水量については、梅雨時期の6月から7月が多く、平年は台風時期の9月や10月も多いですが、令和6年は平年より接近件数が少なく降水量も少ないです。

降雪量は、県北部の多雪地帯と大きな相違がありますが、市内での降雪量は野洲川堤防を境に北部でやや多い傾向にあります。

本市は一面の平地であるため、湖岸と内陸では琵琶湖の気温緩和作用の影響を受けて気温、降水量にわずかな差があります。



(令和6年消防年報 湖南広域消防局)

(4) 地質・土壌

地質は、陸地（東）から湖岸（西）に向け洪積層、沖積層（基準的地盤）、沖積層（著しく軟弱）、埋立地となっています。その分布は野洲川沿岸と旧北流地域では砂礫層、野洲川と草津川に囲まれた地域では砂質堆積物、野洲川砂礫層の下流部では砂質堆積物という特徴があります。

土壌は、野洲川やその旧河道にあたる低地沿いに粒土組成の粗い砂質土（礫土）や砂質の土壌（砂土・砂質壤土）が、また河道から離れた後背湿地にあたるには細粒土壌（壤土、シルト質壤土）や粘土質土壌（埴土）が、さらに中間地帯に中粒土壌（壤土）が帯状に分布しています。

2 農業の現状

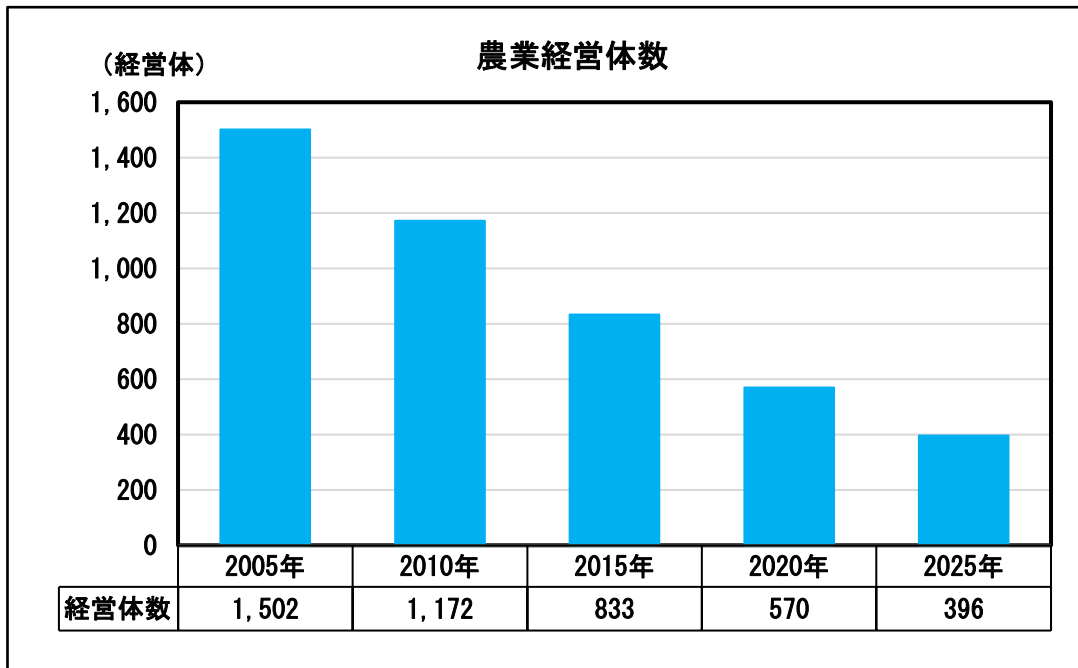
(1) 農家の現況

1) 農業経営体数

農業経営体数は、長期的に減少傾向が続いています。2005年（平成17年）から2025年（令和7年）までの20年間で1,106経営体減少し、2025年時点の経営体数は、2005年の4分の1程度となっています。

直近5年間では174経営体減少し、減少率は30.5%となっています。

内訳をみると、個人経営体数は大きく減少していますが、団体経営体数のうち法人経営体数は20年間で21経営体増加しています。直近5年間では14経営体増加し、増加率は127.3%となっています。



(内訳)

	総経営体	個人経営体	団体経営体	
				法人経営体
2005年	1,502	1,491	11	4
2010年	1,172	1,152	20	6
2015年	833	813	20	11
2020年	570	548	22	11
2025年	396	366	30	25

(農林業センサスより)

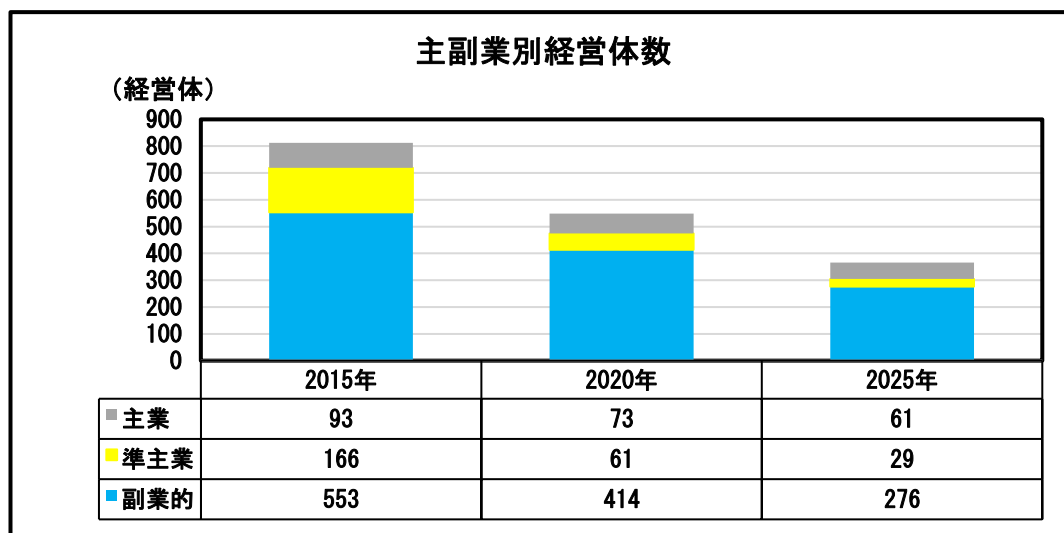
2025年の数値は「概数値」で、確定値は令和8年3月末頃に公表される予定です。

※農業経営体…経営耕地が30a以上、農産物の年間販売額50万円以上など幾つかある要件のうちの一つ以上に該当する者のこと。

2) 主副業別農業経営体数（個人）

主副業別農業経営体数は、2015年（平成27年）と2025年（令和7年）では、主業経営体、準主業経営体、副業的経営体のすべてにおいて減少しています。その中でも、準主業経営体は、166経営体から29経営体となり、137経営体減少し、5分の1以下となっています。

直近5年間でも同様の傾向がみられ、準主業経営体は32経営体減少し、減少率は52.5%となっています。



（農林業センサスより）

2025年の数値は「概数値」で、確定値は令和8年3月末頃に公表される予定です。

※主業経営体…農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

※準主業経営体…農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体

※副業的経営体…自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

※当該調査項目は2015年より調査開始

(2) 土地の利用状況

1) 経営耕地面積

① 経営耕地面積

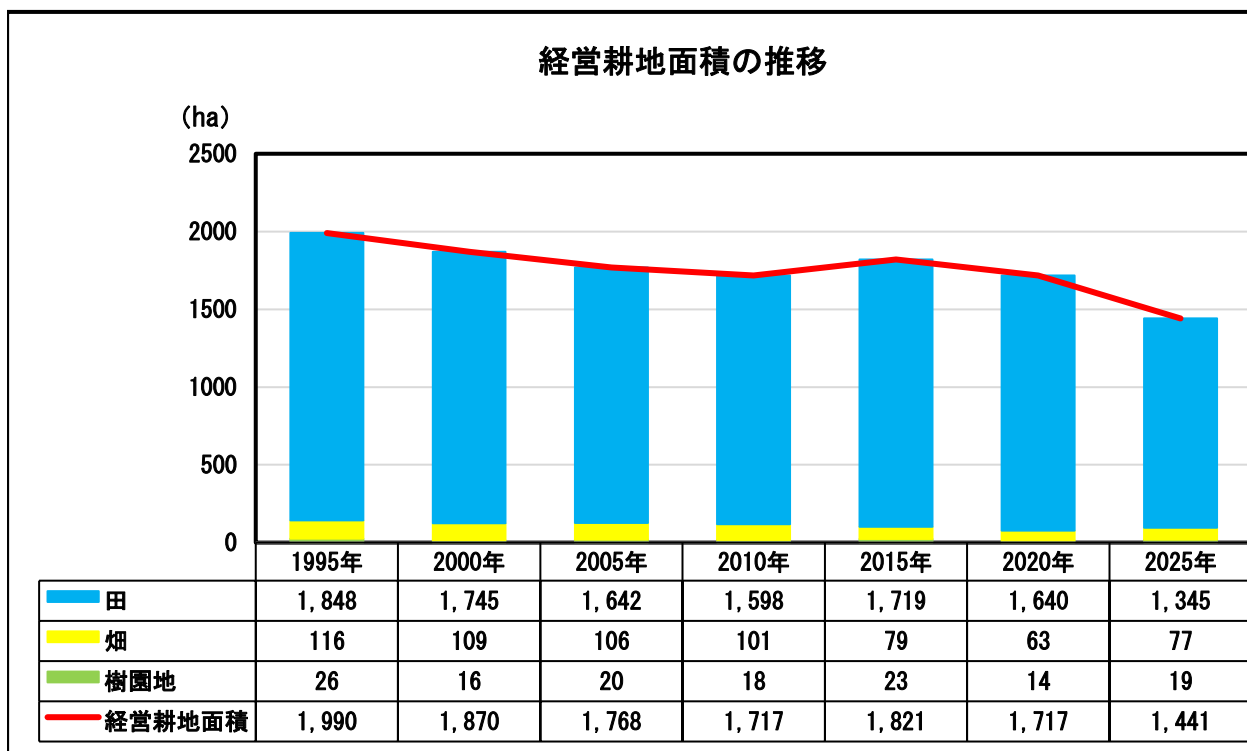
地目別の構成比をみると、2025年（令和7年）では田が93.4%、畑が5.3%、樹園地が1.3%で、田がほとんどを占めています。

経営耕地面積の推移をみると年々減少傾向にあり、1995年（平成7年）と2025年（令和7年）を比較すると549ha減少しています。田の減少が503haで最も多くなっていますが、減少率からみると田が27.2%、畑が33.6%となっており、畑の減少率が高くなっています。

また、樹園地は1995年（平成7年）より7ha減少しています。

田の面積が2010年（平成22年）から2015年（平成27年）にかけて121ha増加しており、主な要因としては集落営農組織^{*}や大規模農家、㈱アグリサポートおうみ富士への農地集積・集約が図られたことによるものです。一方、2015年（平成27年）から2025年（令和7年）にかけては374ha減少しており、主な要因としては、農地転用などの改廃によるものです。

直近5年間では、田は295ha減少（減少率18.0%）となっていますが、畑は14ha増加（増加率22.2%）、樹園地は5ha増加（増加率35.7%）となっています。



（農林業センサスより）

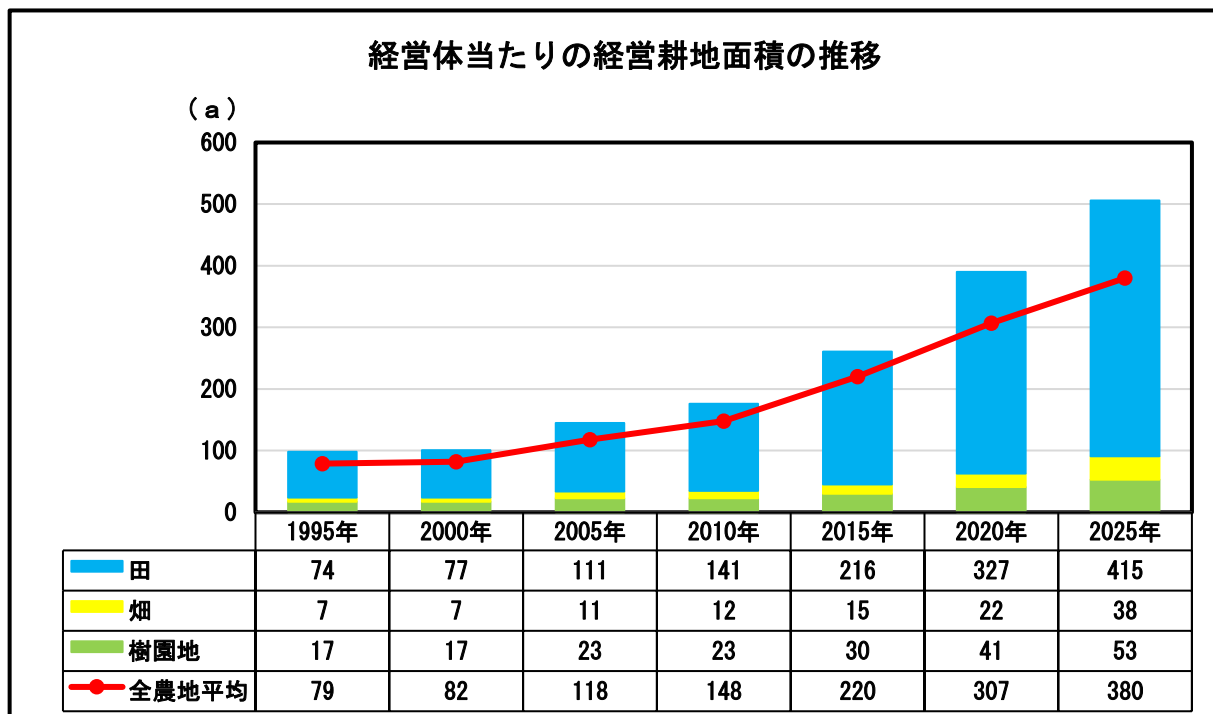
2025年の数値は「概数値」で、確定値は令和8年3月末頃に公表される予定です。

※経営耕地面積…農業経営体^{*}が経営する耕地（田、畑及び樹園地）で自作地と借入耕地の合計の面積

②経営体当たりの経営耕地面積

経営体当たりの経営耕地面積は、1995年（平成7年）から2000年（平成12年）まで微増傾向でしたが、2000年（平成12年）以降は急速に増加しており、担い手※への農地集積が進んでいる状況です。

地目別に直近5年間の増加数および増加率をみると、田が88a（26.9%）、畑が16a（72.7%）、樹園地が12a（29.3%）となっています。



（農林業センサスより）

2025年の数値は「概数値」で、確定値は令和8年3月末頃に公表される予定です。

2) 農業生産基盤

本市は、昭和 30 年代ごろから基盤整備が行われ、令和 6 年末時点で 1522.5ha の整備が完了しています。

また、本市では、河川の水はすべて琵琶湖に流れており、市域の上流部は主に野洲川の石部頭首工からの用水によって、下流部は琵琶湖から揚水機により取水することで農業をされています。

なお、基盤整備の整備率および実施状況は、次のとおりです。

○基盤整備率

(単位：ha、%)

農業振興地域 [※] 内農地面積 (A)	農用地区域 (青地)面積 (B)	基盤整備済 面積(C)	基盤整備未 実施面積(D)	整備率 (農振区域) $E = C / A \times 100$	整備率 (農用地区域) $F = C / B \times 100$
1,828.4	1,556.6	1,522.5	34.1	83.2	97.8

(令和 6 年度守山農業振興地域整備計画[※]管理状況報告書より)

※平成 28 年度に守山農業振興地域整備計画の全体見直しを行いました。

○農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

(1) ほ場整備

事業種目	地区名	受益面積 ha	事業費 千円	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工完了(予定)年度
農業構造改善事業	洲本	71.3	67,075	ほ場整備 71.3ha	法竜川沿岸 土地改良区	S38 ~ S40
団体営ほ場整備事業	大曲	72.3	34,213	区画整理 69.5ha	法竜川沿岸 土地改良区	S36 ~ S41
団体営農業構造改善事業	木浜	74.0	152,828	ほ場整備 74.0ha	木浜 土地改良区	S41 ~ S43
県営干拓地等農地整備事業	木浜	74.3	175,888	区画整理 68.9ha	滋賀県	S44 ~ S47
県営ほ場整備事業	野洲川Ⅰ期	130.4 (640)	2,320,000	区画整理 640ha	滋賀県	S45 ~ S61
県営ほ場整備事業	野洲川Ⅱ期	446	2,238,000	区画整理 446ha	滋賀県	S46 ~ S60
団体営矢島地区整備事業	矢島	129.1	431,840	区画整理 129.1ha	法竜川沿岸 土地改良区	S47 ~ S54
県営ほ場整備事業	守山南部	349.0	2,627,000	区画整理 349ha	滋賀県	S48 ~ H3
地域農業拠点整備事業	石田	9.3	40,000	ほ場整備 9.3ha	石田共同 施行体	S61 ~ S62
県営畑地帯開発整備事業	野洲川	107.0	2,080,000	農地造成	滋賀県	H2 ~ H16
集落地域整備事業	欲賀	53.2	444,300	生産基盤、環境基盤	守山市	H3 ~ H9

(注) 受益面積のうち()は他市を含む合計面積

(2) 用排水路整備

事業種目	地区名	受益面積 ha	事業費 千円	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工完了(予定)年度
県営かんがい排水事業	法竜川	673.0	281,484	放水路 L=157.4m 幹線排水 L=3,463m 排水樋門 1カ所 井堰 2カ所 支線排水路	滋賀県	S33 ~ S42
県営かんがい排水事業	野洲川	542.0 (2,209)	6,236,000	揚水機 φ900×700KW×4台 送水路 L=33,353m	滋賀県	S46 ~ S62
県営かんがい排水事業	守山南部	493.0	2,167,000	揚水機及び導水路 1カ所3台 L=640m 送水路 L=13,213m	滋賀県	S48 ~ H4
県営かんがい排水事業	野洲川下流	542.0 (2,209)	1,244,860	揚水機場建屋補修、第1段揚水機場、第2段揚水機場揚水機設備・電気設備補修、集中監視制御システム更新、送水管路設備補修	滋賀県	H5 ~ H10
県営かんがい排水事業	野洲川下流 Ⅱ期	542.0 (2,209)	606,624	第1段揚水機場、第2段揚水機場揚水機設備・電気設備補修、集中監視制御システム更新、送水管路設備補修	滋賀県	H7 ~ H11
県営かんがい排水事業	野洲川下流 Ⅱ期	542.0 (2,209)	416,100	第1段揚水機場電気設備更新、高木調整池補修、送水管路設備補修	滋賀県	H12 ~ H15
県営かんがい排水事業	野洲川沿岸 Ⅱ期	130.0 (1,007)	2,513,000	幹線水路・支線水路・末端水路の改修 水管理システムの導入	滋賀県	H13 ~ H27
県営かんがい排水事業	守山南部	471.0	1,024,595	水管理システム更新 1式	滋賀県	H15 ~ H20
団体営かんがい排水事業 (地域農業水利施設ストックマネジメント事業)	木浜	60.0	72,300	3号幹線用水路改修 L=1451m	木浜 土地改良区	H20 ~ H22
県営かんがい排水事業 (基幹水利施設ストックマネジメント事業)	野洲川下流 揚水機場	542.0 (2,209)	182,306	第1段揚水機場、 第2段揚水機場設備改修 1式	滋賀県	H21 ~ H23
県営かんがい排水事業 (基幹水利施設ストックマネジメント事業)	今浜	165.0	192,530	今浜第2号幹線排水路改修 L=896.7m	滋賀県	H21 ~ H23
団体営かんがい排水事業 (地域農業水利施設ストックマネジメント事業)	木浜2期	44.0	25,744	2号幹線用水路改修 L=1,035m	木浜 土地改良区	H24
団体営かんがい排水事業 (地域農業水利施設ストックマネジメント事業)	洲本町開発	54.3	59,417	用水路改修 L=1,115m 揚水ポンプ改修1基	法竜川沿岸 土地改良区	H25 ~ H29
県営かんがい排水事業 (農業水利施設保全合理化事業)	野洲川下流 2期	513.5 (2,079)	539,225	第1段揚水機場、 第2段揚水機場設備改修 1式	滋賀県	H25 ~ H29
団体営かんがい排水事業 (基幹水利施設保全型 緊急対応)	野洲川下流	514 (2079)	16,322	用水路 L=12m (φ1500)	野洲川下流 土地改良区	H28
県営かんがい排水事業 (基幹水利施設保全型)	今浜	443	1,289,800	排水路工 L=1,440m	滋賀県	H30 ~ R6
団体営かんがい排水事業 (基幹水利施設保全型)	守山幹線	511 (686)	19,030	漏水補修工事 1式	野洲川下流 土地改良区	R3

事業種目	地区名	受益面積 ha	事業費 千円	主要工事の名称 及び事業量	事業主体	事業の着工完了(予定)年度
団体営かんがい排水事業 (基幹水利施設保全型)	野洲川下流 主幹線地区	511 (2069)	43,395	漏水補修工事	野洲川下流 土地改良区	R 4
県営かんがい排水事業 (基幹水利施設保全型)	守山幹線 地区	511 (686)	533,000	幹線水路(更新) 0.57 km	滋賀県	R 4 ~ R 7
県営かんがい排水事業 (基幹水利施設保全型)	守山南部	466.3	841,060	水管理施設、揚水 機場施設、送水施設	滋賀県	R 4 ~ R 8
県営かんがい排水事業 (基幹水利施設保全型)	野洲川下流 主幹線	485 (2068)	3,735,000	幹線水路(更新) 1.25 km	滋賀県	R 6 ~ R11

(注) 受益面積のうち()は他市を含む合計面積

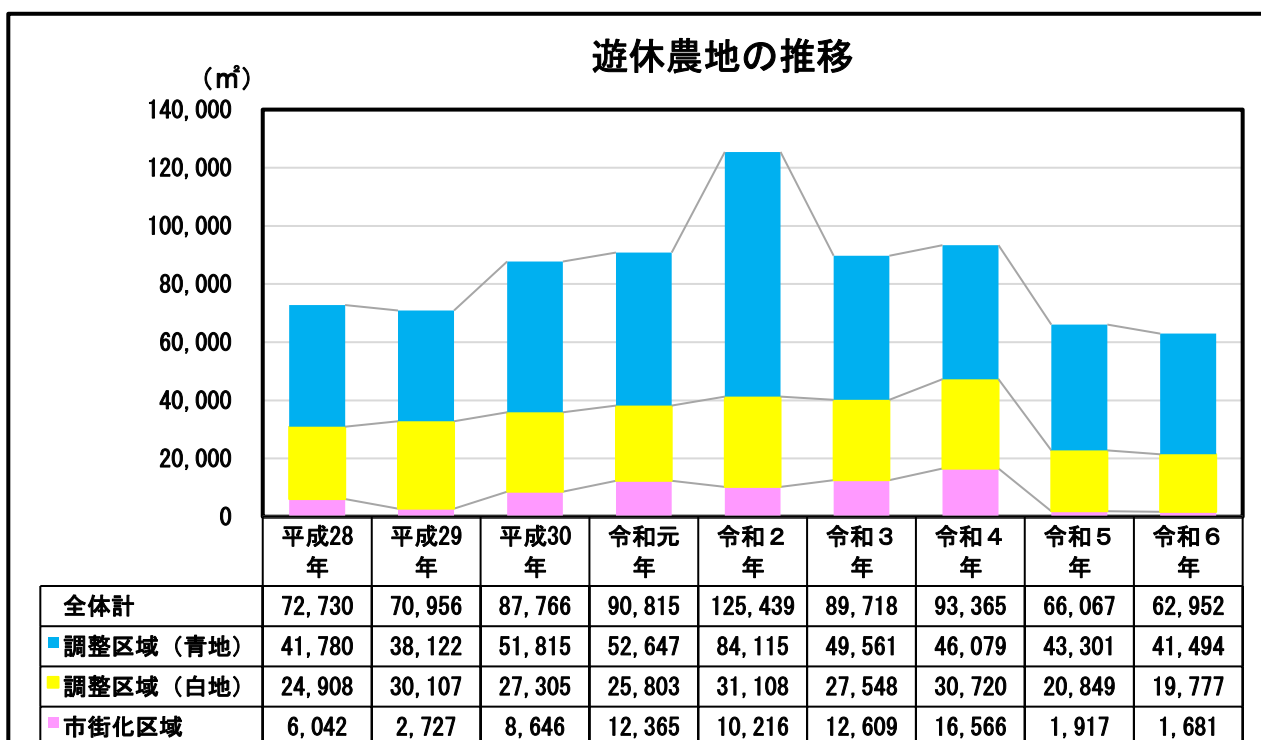
3) 遊休農地*

本市における遊休農地対策として、市や農業委員会をはじめ地域の農業組合、農地中間管理機構等の関係機関が協力して、その発生防止や解消に取り組んでいるところです。

その結果、ピーク時の令和2年と比べて近年減少傾向にありますが、依然として発生が続いている状況にあります。

農業委員会の利用状況調査(農地パトロール)による発生の分析として、市街化調整区域*においては、集落の人口減少や高齢化による農業意欲の減退が主な要因であるとされています。

以前は比較的発生件数が多かった旧野洲川畑地帯(南流・北流・湖岸工区)については、農業法人*の参入等により近年は減少傾向ですが、長年解消できていない放棄地もあります。



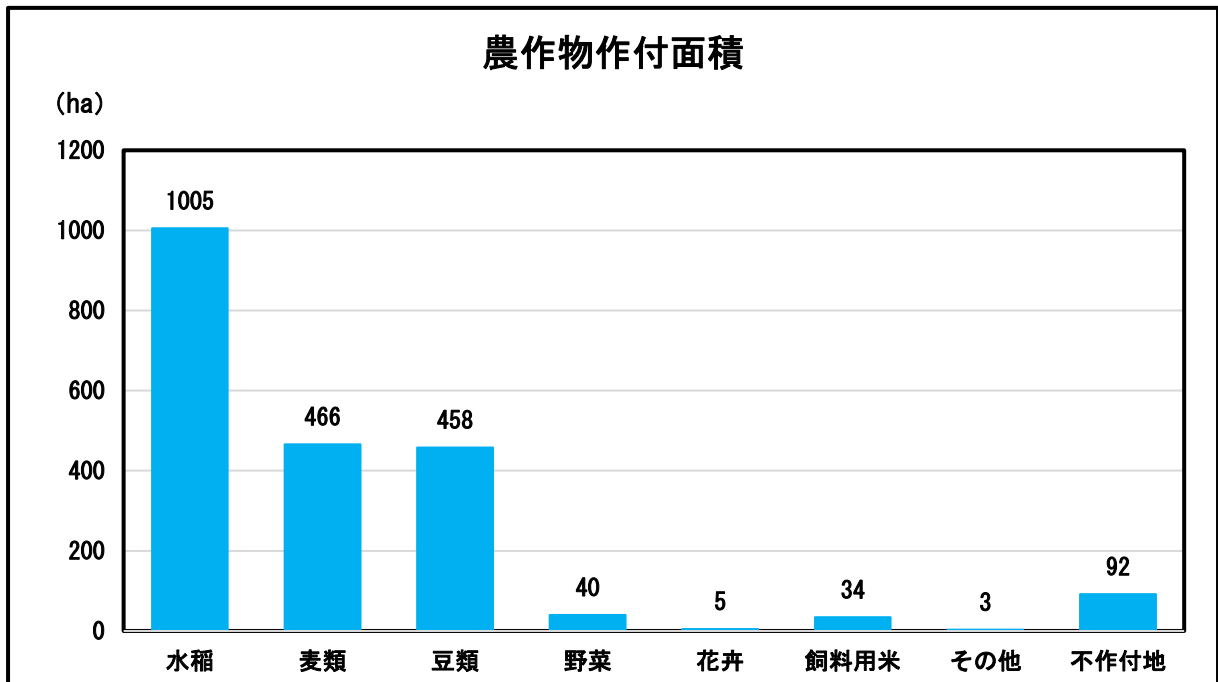
(守山市農業委員会農地利用状況調査結果より)

(3) 農業生産の現状

1) 水田における農作物作付面積（本市の農業者による作物の作付面積）

作物別作付面積をみると、水稲が 1,005ha で最も多く、次いで麦類が 466ha、豆類が 458ha、野菜が 40ha の順となっています。

団地化による生産調整の取組により、麦・大豆における輪作体系が構築され、小麦跡大豆の作付が基本となっています。



(令和 6 年度守山市農業再生協議会資料より)

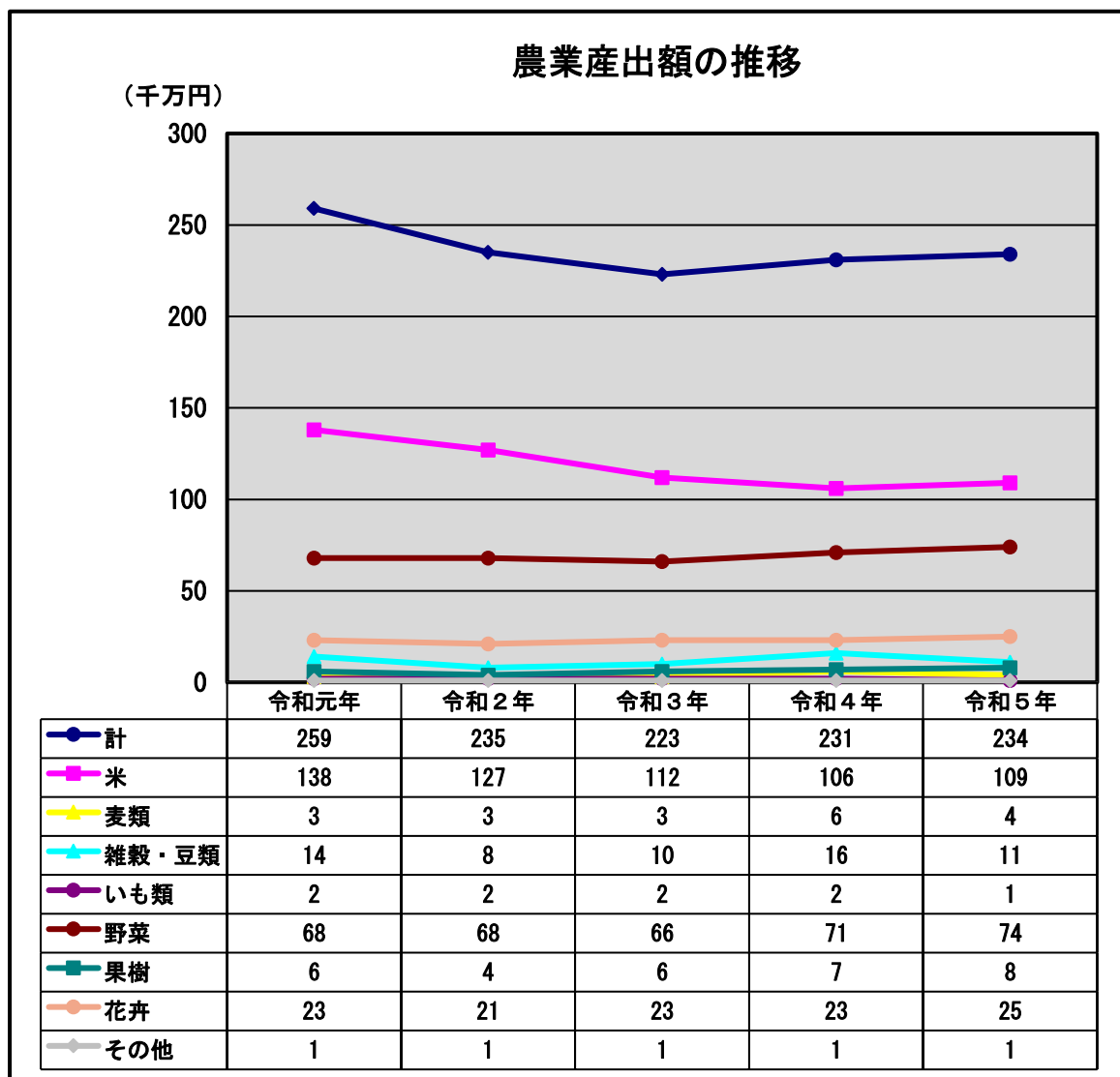
※年間を通して作付されている作物面積のため、守山市全体の面積と合致しない。

※守山市農業再生協議会資料は、耕作者ベースが基本であるため、守山市在住者が市外で作付した面積が加算され、市外からの入作者の面積はカウントされない。

2) 農業産出額

農業産出額は全体では令和元年度からやや減少傾向ですが、野菜、果樹、花卉で微増が見受けられます。

令和5年度の農業産出額の合計は234千万円で、最も多い品目は米、次いで野菜となっており、上位2位の品目で78.2%を占めています。



【農林水産省「市町村別農業産出額」(推計)より】

※合計値は、端数調整から合計が一致しない場合があります。

3) 認定農業者※の推移

本市の認定農業者数は令和7年3月末現在で91経営体となっています。令和2年3月末現在と比較すると増加しています。

認定農業者数は、速野学区が一番多く、全体の33.0%を占めており、耕地面積では463.9haで総耕地面積1,890haの24.5%を占めています。認定農業者数全体では、経営耕地面積は1,239.9haで、総耕地面積の65.6%を占めています。

○令和2年3月末と令和7年3月末の認定農業者の比較

住所等所在学区	令和2年3月末		令和7年3月末	
	認定農業者数	耕地面積	認定農業者数	耕地面積
守山・吉身学区	3	1.0ha	2	0.7ha
小津学区	7	105.3ha	9	145.3ha
玉津学区	17	293.5ha	16	286.1ha
河西学区	13	87.4ha	10	69.9ha
速野学区	28	464.1ha	30	463.9ha
中洲学区	16	207.6ha	15	261.8ha
市外	2	6.2ha	9	12.1ha
計	86	1,165.1ha	91	1,239.9ha

(農政課調べ)

※耕地面積は各認定農業者が所有又は借入、作業受託されている農地面積で、かつ市内の農地のみを計上。

注) 総耕地面積は、農林水産省「作物統計調査」を用いている。

4) 環境こだわり農産物^{*}の生産状況

本市は、滋賀県が農業の健全な発展と琵琶湖等の環境を保全することを目指して制定された環境こだわり農業推進条例に基づき展開されている「環境こだわり農産物」の認証制度を活用し、環境と調和のとれた農業生産の確保と安全・安心な農産物を消費者に提供するなどの取り組みを推進しています。

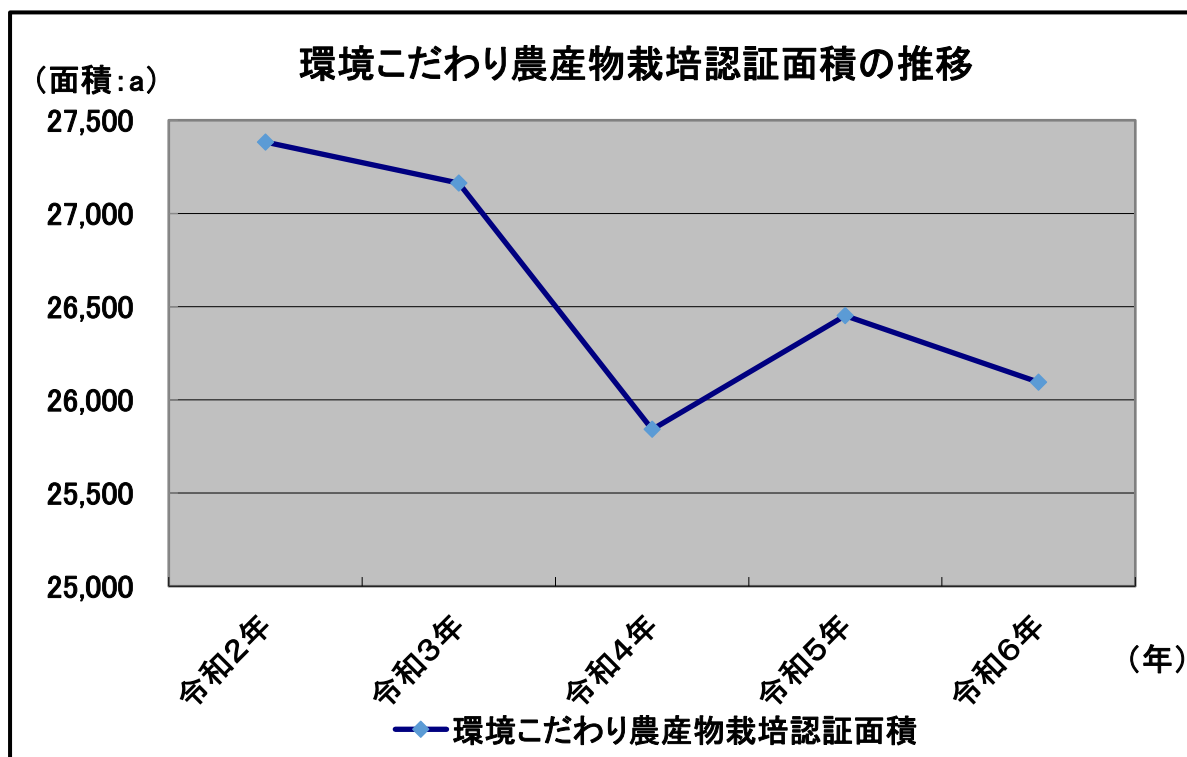
環境こだわり農産物の栽培面積は、令和4年に大きく減少したものの、以後は大きな変動はありません。

市内では、水稻をはじめ野菜・果樹など、様々な品目で環境こだわり農産物の取組が進んでいます。

○環境こだわり農産物栽培認証面積

(単位：a)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
栽培面積	27,383	27,162	25,841	26,452	26,094



(農政課調べ)

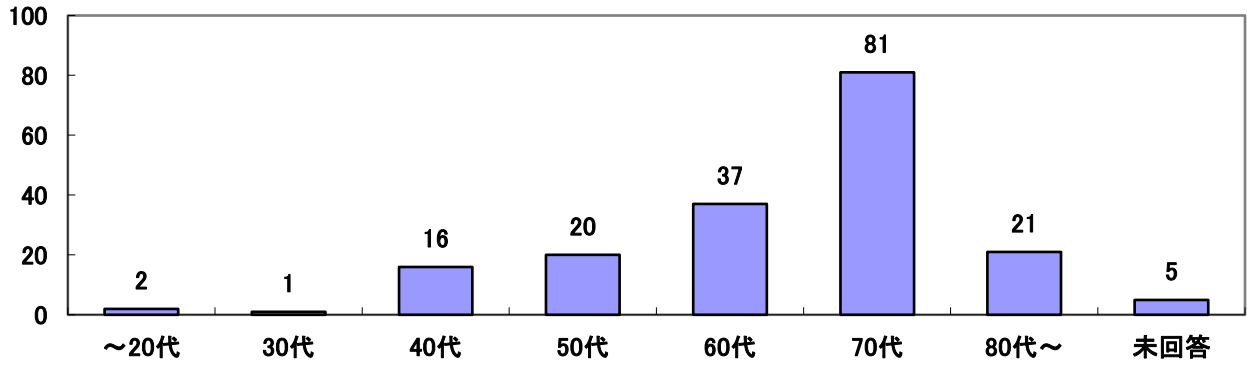
5) 地域農業の将来に関するアンケート調査の実施結果

<実施期間> 令和7年7月4日から令和7年7月17日まで

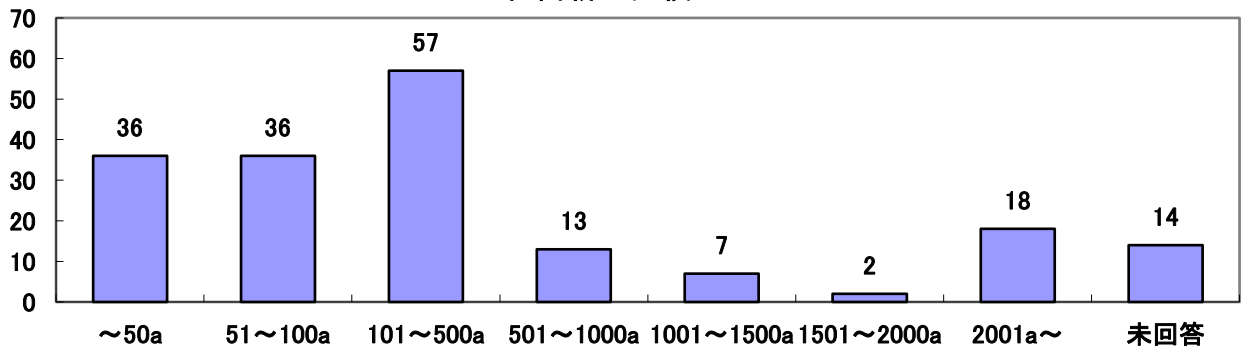
<対象者> 地域計画において、「地域内の農業を担う者」に位置付けられた農業者

<対象者数> 417件 <回答数> 183件(回答率 43.9%)

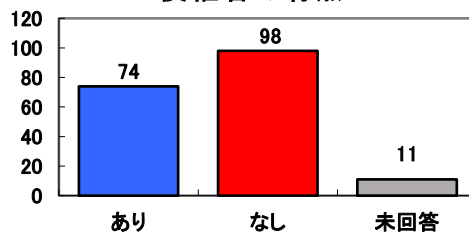
アンケート回答者年齢



経営耕地面積

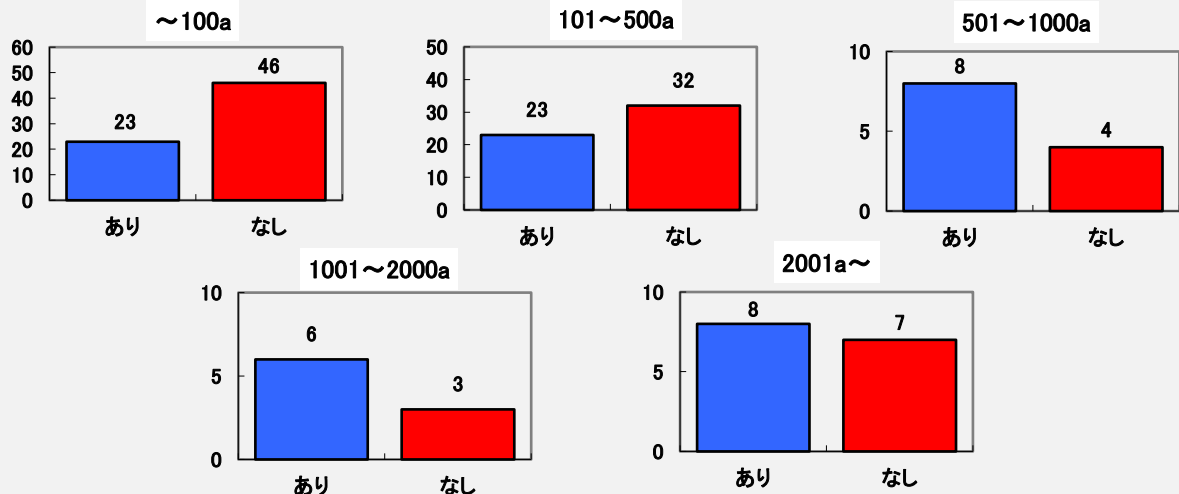


後継者の有無

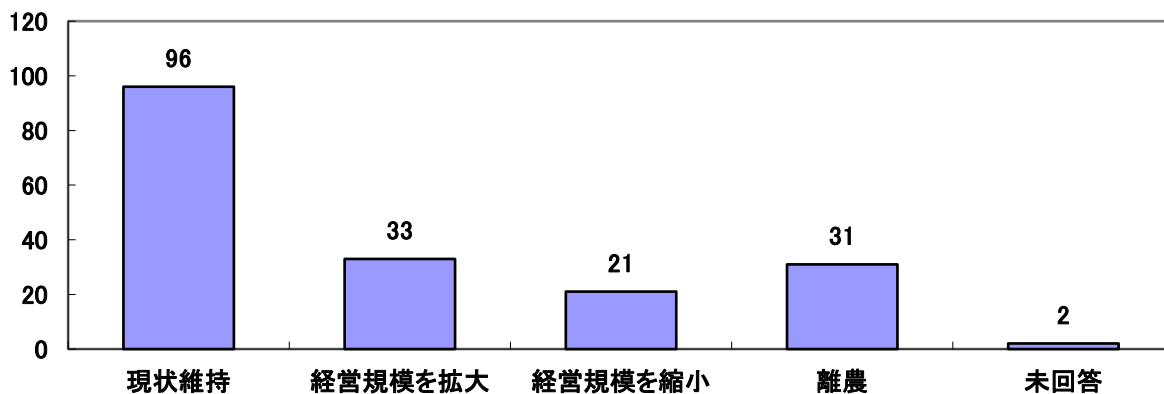


経営耕地面積ごとの後継者の有無

※経営耕地面積および後継者の有無に回答があった160人

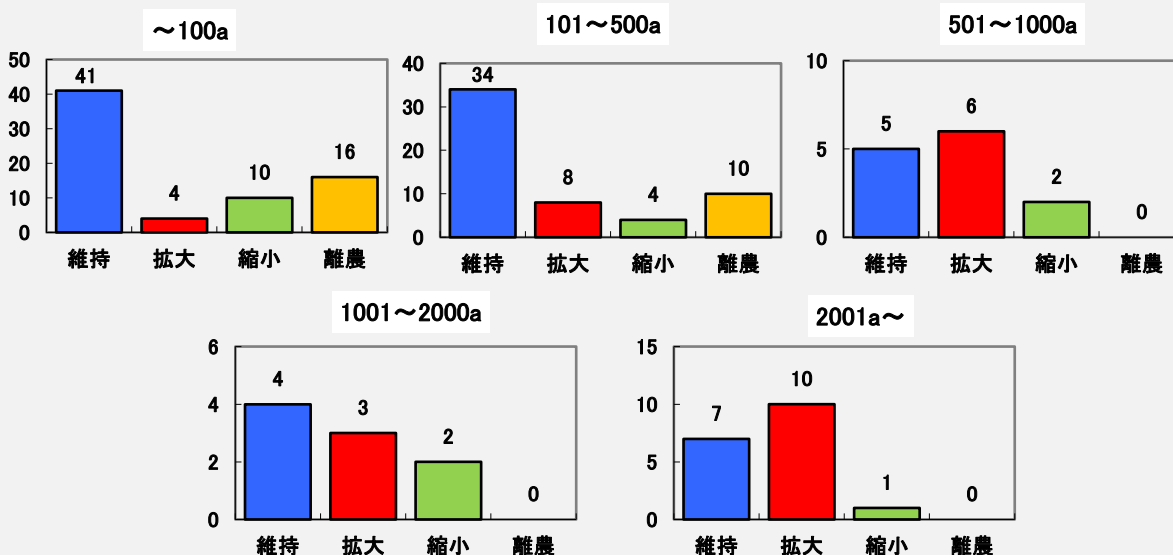


Q 1 おおむね5年後のご自身の経営面積はどのようにされる予定でしょうか。

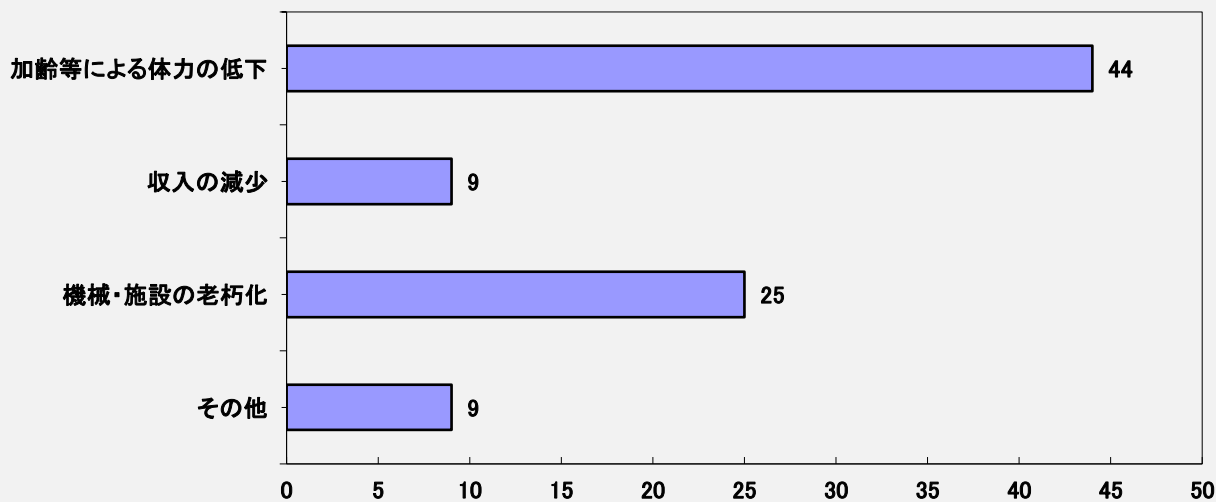


経営耕地面積ごとの5年後の経営面積

※経営耕地面積および5年後の経営面積に回答があった167人

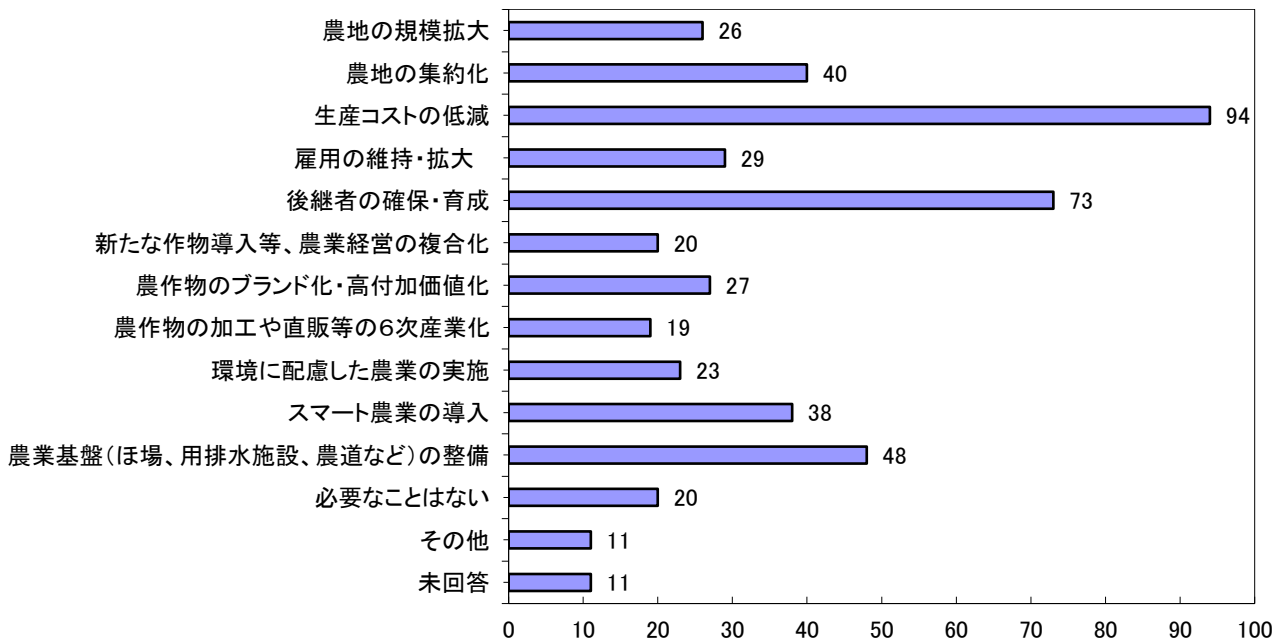


「経営規模を縮小する」または「離農する」を選択された方の主な理由(複数選択可)

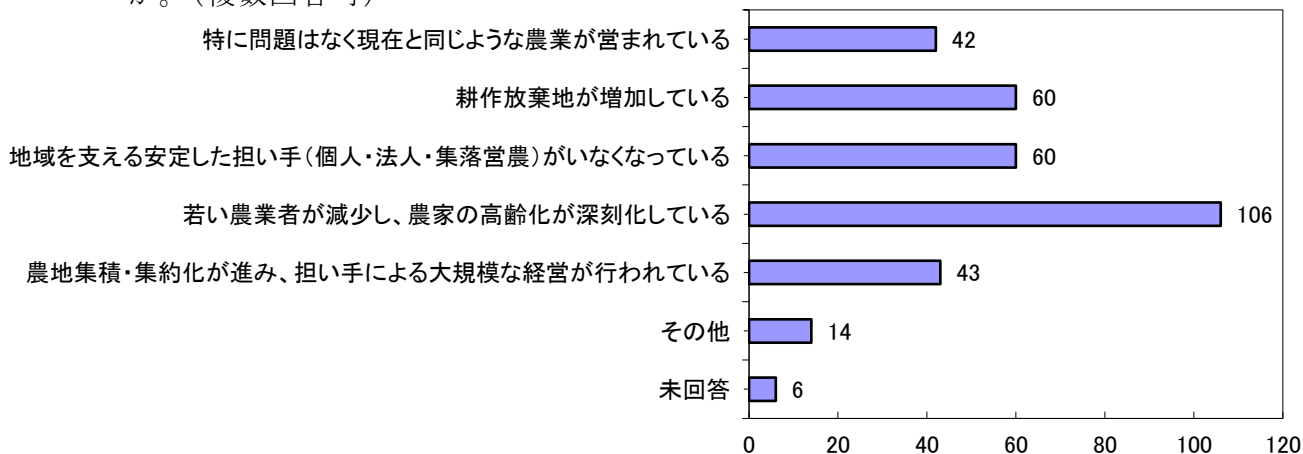


Q 2 今後のご自身の農業経営のために必要と考える取組を教えてください。

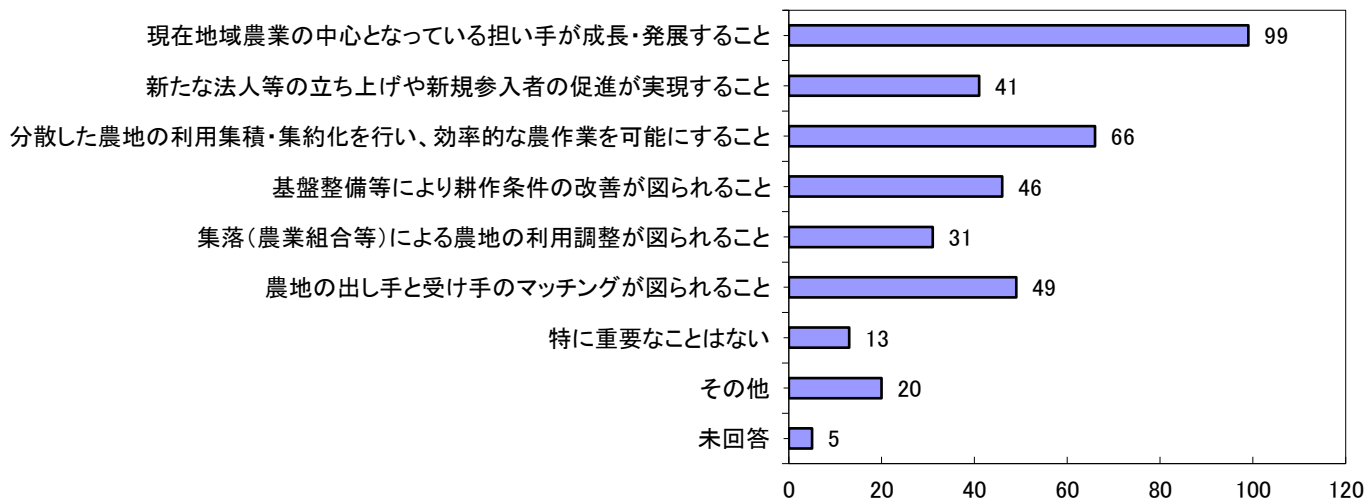
(複数選択可)



Q 3 あなたの集落の農地や農業者の状況は、5年後どのようなになっていると思いますか。(複数回答可)



Q 4 あなたの集落の農業が、続いていくためには、今後どのようなことが重要だと思いますか。(複数回答可)



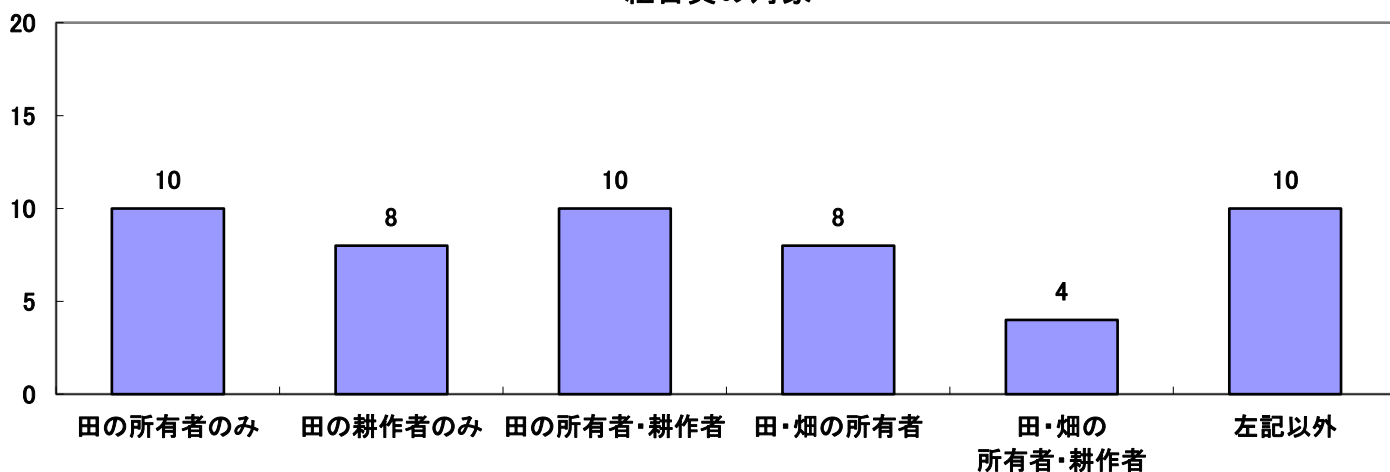
6) 農業組合に関するアンケート調査の実施結果

<実施期間>令和7年7月4日から令和7年7月17日まで

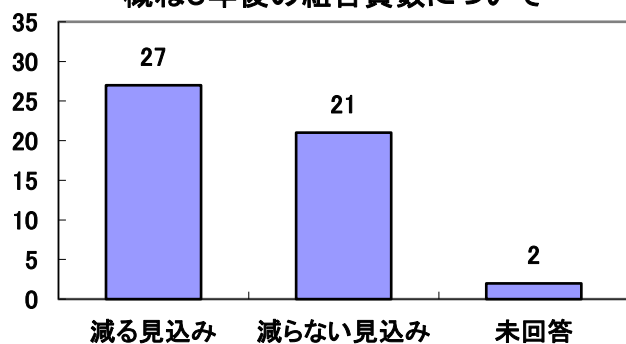
<対象者>農業組合長

<対象者数>50件 <回答数>50件(回答率100%)

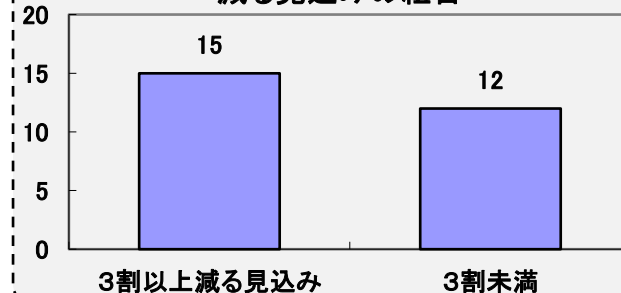
組合員の対象



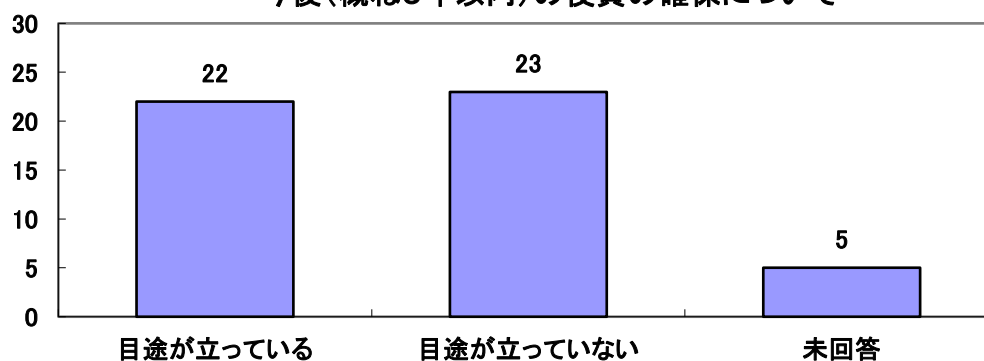
概ね5年後の組合員数について



「減る見込み」を選択した組合のうち、概ね5年後に組合員数が3割以上減る見込みの組合

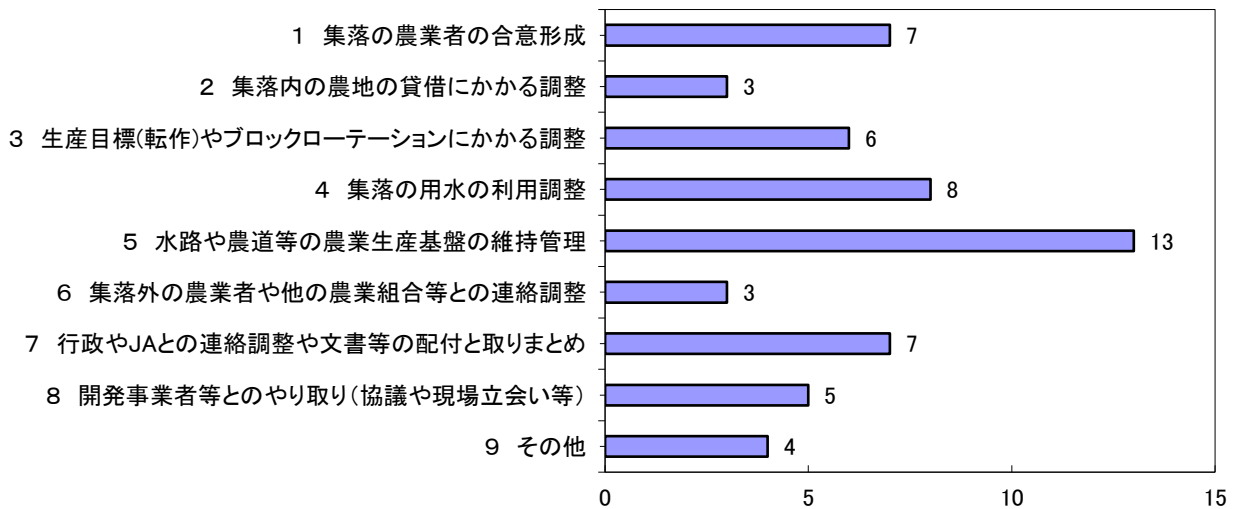


今後(概ね5年以内)の役員の確保について



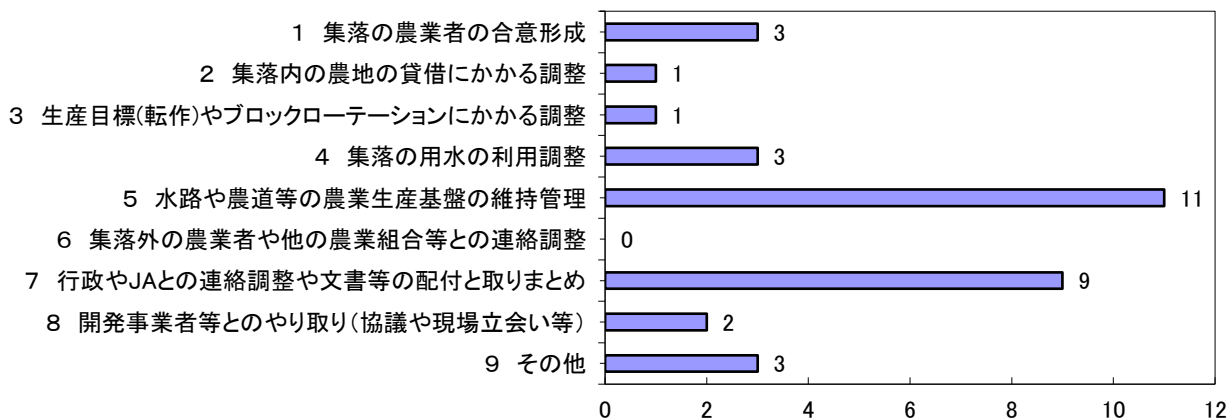
Q 1 農業組合の役割の中で、課題があると感じていることを教えてください。

(複数回答可)



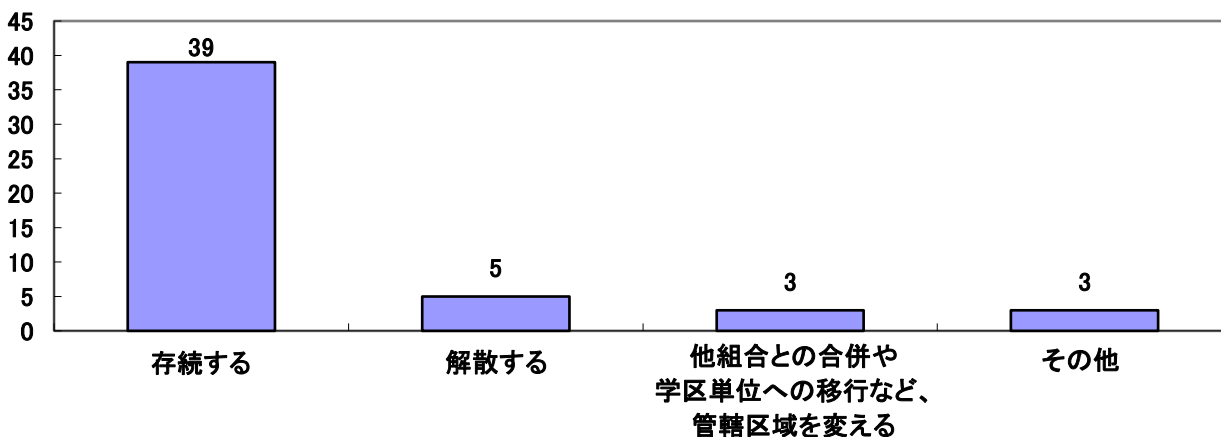
項目	課題
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地所有者の高齢化による相続人を含む合意形成 ・ 他地区の方にほとんどの農地の耕作を依頼している など
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者の確保と指導育成 など
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転作に協力してくれない (一部の入作者) ・ 農政不信のため、合意形成が難しくなる など
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用水管の老朽化 ・ 白地地域で活用している農業用水施設 (ポンプ) の維持 など
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化で農業継承者が無く維持活動の参加者が少なくなってきた ・ 他地区の方に耕作を依頼しているため地主として管理意識がない など
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡調整、その他取りまとめが大変、パソコンができない ・ 入作、出作等での調整が大変
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取りまとめる事務が煩雑のためなり手が少なくなる ・ 年々調整内容が増加している など
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発事業者との調整、クレーム対応 など
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業従事者の高齢化と後継者がいない ・ 農地を所有していても関心が無い など

Q 2 農業組合の役割の中で、特に負担が大きいと感じていることを教えてください。



項目	課題
1	・組合長以下役員が農作業に従事していない方が多く、合意形成が難しい など
2	・組合員の 87%が耕作を他町の方に依頼。他町の耕作者も高齢化し耕作できる方が減少する
3	・転作（ブロックローテーション）の調整が負担
4	・受益農地（対象組合員）が少ない中で、故障時等の負担増 ・夏場の水不足 など
5	・水路等の施設の老朽化（漏水等）、農道や法面の草刈等の農業従事者の高齢化、後継者不足となり負担増 など
6	選択した組合なし
7	・配布調査取りまとめで不在や、連絡が取りづらく回収に時間を要する ・役員が非耕作のため内容把握に時間がかかる など
8	・会社員をしながら組合長の業務をする上で、平日の昼間は仕事を休まなければならない。 など
9	・耕作者データが重要であり、それが行政、JA、他組織への連絡の基となるが、PCを扱える人材が限定されている など

Q 3 農業組合の今後（概ね5年以内）の方向性について教えてください。



第2節 農業の課題

○農業者の高齢化、労働力不足への対応、経営の継承

アンケート調査によると、70歳以上の農業者や、後継者がいない農業者がいずれも5割を超えている状況です。

また、集落営農組織や農業法人については、中核を担う役員等や機械のオペレータの高齢化、さらには、雇用の確保に苦慮している農業法人もある状況であり、後継者不足や労働力不足への対応が必要です。

加えて、担い手の経営を次世代へと引き継ぐために、経営継承を促進する必要があります。

○担い手の育成

担い手の経営安定化や規模拡大に向け、農業用機械・施設の導入支援やスマート農業技術*の普及促進等が必要です。

○新規就農者*の確保と定着化

農業者の減少や高齢化が進む中、新たに本市農業を生業として担っていただける、経営感覚に優れた意欲ある農業者の確保と、就農後の定着化を図る必要があります。

○遊休農地の発生防止

遊休農地は減少傾向にあるものの依然として発生しており、発生防止・解消に向けた施策が必要です。

○農地の集積と集約化

本市の担い手への農用地利用集積率は、77.5%（令和7年3月末）となっており、全国の集積率61.5%と比較すると高い率となっています。今後は、農地の集積に加え、分散している農地の集約化を進める必要があります。

○農業生産基盤の老朽化への対応

基盤整備事業によって整備された揚水機場、用排水路および農道等は整備後45年以上経過し、老朽化が進んでおり、揚水機の故障や漏水事故などの突発事故が多発しています。

これらの施設が故障すれば農業生産に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、施設の管理者による施設の効率的かつ計画的な保全更新対策の推進が必要となります。

○農産物の付加価値の向上と販路拡大

農業者による加工場・直売所の整備や観光農園等、農産物の付加価値向上に向けた取組への支援が求められています。

また、特産物である「モリヤマメロン」やもりやまフルーツランドにおける「ナシ」、「ブドウ」等、産地（ブランド）の更なる活性化と販路拡大を図る必要があります。

○農業における環境負荷の低減

本市は、琵琶湖に面しており、琵琶湖や河川等の環境の保全に向け、農地から発生する負荷を減らすため、農業濁水流出防止や農業用廃ビニールの適正処理について引き続き取り組む必要があります。

また、稲わらや麦わらの無秩序な野焼きは、延焼や煙による周辺民家への影響が問題となっています。

このような中、更なる環境に優しい農業の推進が求められています。

○気候変動や自然災害への対応

近年の気候変動による猛暑等に対応するための品種導入や栽培技術の導入を図る必要があります。

また、台風や集中豪雨などの自然災害のリスクへの備えを進める必要があります。

○農業者の減少等に伴う農村コミュニティの状況変化への対応

農業者の減少等により集落の農業の旗振り役・調整役を担ってきた農業組合の運営が難しくなるなど、農村コミュニティの状況が変化しており、今後のあり方について検討を行う必要があります。

第3章 農業の将来像

第1節 基本理念

みんなで創る持続可能な守山の農業

～未来へつなぐ多様で豊かな「食と農」～

今後も、本市の農業が持続的に発展し、安全・安心な農産物を需要に見合った形で安定的かつ持続的に生産・供給するために、必要な費用を考慮した価格形成の実現に努めるとともに、担い手の育成や担い手への農地の集積・集約化、意欲のある新規就農者の確保と定着化に努めます。

加えて、地域特性を活かした農産物のブランド力の向上を図るとともに、直売所等への出荷拡大や学校給食への守山産農産物の導入等により、地産地消を推進します。

さらに、近年の気候変動へ対応するための品種や栽培技術の導入を促進するとともに、環境負荷低減の取組を推進します。

また、本市の農業を支える農村集落については、農業者の減少等により状況が大きく変化してきていることから、今後の運営のあり方を含めた地域の将来像について検討を進めます。

これらの取組により、さまざまな主体が携わり、支え合いながら、本市の特徴である多様で豊かな農産物と食の恵みを未来へとつないでいくことを目指し、『みんなで創る持続可能な守山の農業 ～未来へつなぐ多様で豊かな「食と農」～』を基本理念として定め、一体的、総合的な施策の展開を図ります。

第2節 基本方針（農業振興の柱）

本市農業の課題解決に向け取り組むとともに、本市農業の目指すべき姿を達成するため、次の5つを農業振興の柱とし、農業施策を展開していきます。

基本方針1 < 人 > 多様な担い手の育成・確保および農業を通じた交流

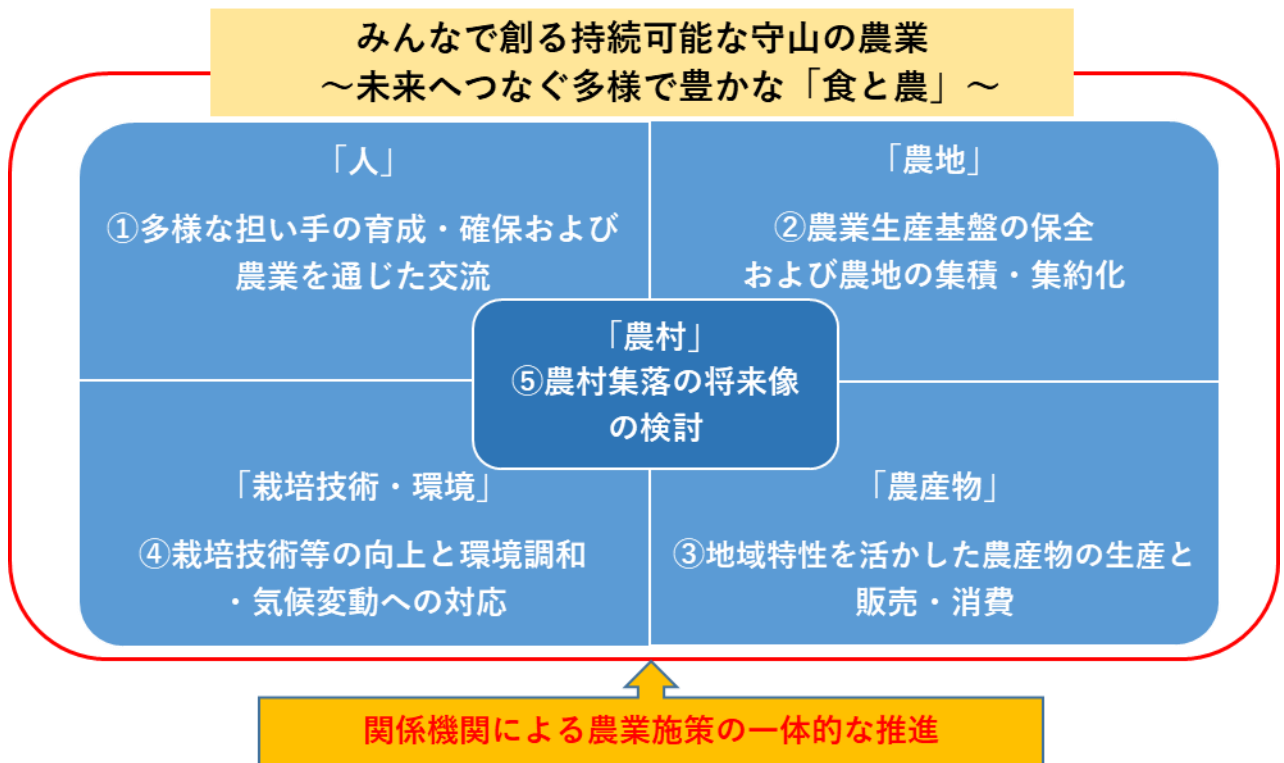
基本方針2 < 農地 > 農業生産基盤の保全および農地の集積・集約化

基本方針3 < 農産物 > 地域特性を活かした農産物の生産と販売・消費

基本方針4 < 栽培技術・環境 > 栽培技術等の向上と環境調和・気候変動への対応

基本方針5 < 農村 > 農村集落の将来像の検討

<農業の将来像>



第3節 施策の体系

基本方針（農業振興の5つの柱）

施 策

人

①多様な担い手の育成・確保および
農業を通じた交流

○担い手の育成（農業経営の安定化）
○労働力（人材）の確保、後継者不足対策
○多様な人の農業への参加や農業を通じた
交流促進

農地

②農業生産基盤の保全および
農地の集積・集約化

○優良農地の保全と遊休農地の解消
○担い手への農地の集積・集約化と大規模
区画化
○農業生産基盤の保全・長寿命化対策

農産物

③地域特性を活かした
農産物の生産と販売・消費

○産地（ブランド）の形成と発展
○地産地消の推進・6次産業化の推進

栽培技術・環境

④栽培技術等の向上と
環境調和・気候変動への対応

○各作物の栽培技術等の向上
○環境負荷低減の取組
○気候変動等への対応

農村

⑤農村集落の将来像の検討

○農業組合のあり方検討
○地域計画のブラッシュアップに向けた
定期的な見直し

第4章 基本方針と施策の展開および成果目標

基本方針1 <人> 多様な担い手の育成・確保および農業を通じた交流

◇現況と課題

本市農業の持続的な発展のためには、担い手の更なる経営の安定化が課題であり、生産性向上や経営規模拡大に向けた支援が必要となっています。また、経営規模は現状維持の意向ではあるものの、今後も担い手として高い意欲のある農業者への支援も求められています。

一方で、農業従事者の高齢化や担い手不足に伴い、新規就農者の確保、農業法人における人材の確保等が必要となっています。また、次の世代へと農業経営を引き継ぐために、後継者不足に対する対策や円滑な経営継承を促進することが必要です。

さらに、担い手に限らず多様な人が農業へ参加する仕組みや、農業を通じた世代間交流および活動の場の提供により地域活性化につなげる取組も求められています。

◇施策の展開

(1) 担い手の育成と農業継続支援

1) 担い手の育成

- ・国の補助制度等を活用する中、経営規模の拡大や農作業の効率化・省力化を図る構造改善に必要な機械や施設整備を支援し、効率的かつ安定的な農業経営に取り組む担い手を育成します。
- ・更なる生産性の向上を図るため、スマート農業技術の導入支援や湖南地域農業センター等による研修会への参加を促し、普及を促進します。

2) 意欲ある農家の農業継続支援

- ・今後も地域の担い手として営農する意欲はあるものの、規模拡大が困難である等により国の補助制度に採択されない、または要件から外れる農家についても、本市の農業を支える重要な存在です。そこで、機械導入等に係る支援を検討し、農業継続を後押しします。
- ・担い手以外の中小規模農家に対しても、営農技術指導や経営指導等を関係機関と連携して実施し、農業経営の継続および農業所得の向上への支援に努めます。

3) 個人経営農家の法人化の促進

- ・個人経営農家の担い手に対して、農業経営の安定化や、男女問わず経営に参画できる環境の構築を目指し、円滑な経営継承が可能となるよう法人化を促進します。

(2) 人材・労働力の確保、後継者不足対策

1) 新規就農者等の確保と定着支援

- ・就農フェアへの参加や農業大学校に対するPR活動等を行うことで、就農意欲のある新規就農者の積極的な確保に努めます。
- ・新規就農者が営農を継続できるよう、初期の設備投資に必要な資金（融資）や助

- 成制度の紹介、栽培技術指導、営農相談などを関係機関と連携して実施します。
- ・認定新規就農者*の計画期間終了時には、認定農業者へのアプローチを行い、認定に係る支援を行います。

2) 農業法人等の人材確保と経営継承支援

- ・雇用就農希望者と、人材を求める農業法人等とのマッチングを支援し、人材の確保に努めます。
- ・次世代に農業経営を引き継ぎ、地域農業の持続的な発展を担うため、経営継承に関する支援を行います。これにより、法人等の安定した運営と地域農業の継続性を確保します。

3) 地域農業のリーダーの育成

- ・地域農業を支えるリーダーとなる人材を中長期的な視点から育成するため、各種制度や地域活性化に関する研修会等への参加を促進します。

(3) 多様な人の農業への参加や農業を通じた交流促進

1) 市民農園*制度の活用

- ・農家以外の市民が農作業を通じて自然に親しみ、農業への理解を深めてもらえるよう市民農園制度の活用を促進します。

2) 各種農業イベント（農業体験等）への参加促進

- ・小学生を対象とした田植・稲刈体験事業を推進するとともに、JAをはじめとした農業団体等による様々な農業イベントへの参加を促し、食と農に関わり、農業・農村が担う多面的機能、消費者ニーズや農業問題等について相互に理解を深める取り組みの推進に努めます。

3) 農福連携の推進

- ・障がいのある人をはじめ、高齢者や生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の農業分野での活動を通して、障がいのある人等の新たな活動の場や生きがいが出され、共生社会の実現にも寄与できる「農福連携」を推進します。

4) 都市住民との交流を通じた農業への理解の促進

- ・守山駅周辺等の都市部における直売会の実施等による都市住民と農家が直接関わり合う機会の創出により、農業への理解と関心を深めることを促進します。

【成果目標】

指 標	現況（令和6年度末）	目標（令和12年度）
認定新規就農者数（5年間の認定数）	R2～R6：10人	R8～R12：10人

基本方針 2 <農地> 農業生産基盤の保全および農地の集積・集約化

◇現況と課題

農業従事者の高齢化や担い手の不足などにより、未整備農地だけでなく整備された優良農地も遊休農地となる恐れがあります。本市の大切な資源である農地を守り、農業の活性化を図るためにも、遊休農地の発生防止・解消に向け、関係者が連携し一体となって取り組むことが重要です。

また、効率的な農業経営を行うためには、農地の流動化を図り経営規模の拡大を促進することが必要です。特に大規模な土地利用型農業※に取り組むには、分散した農地は作業効率の低下を招くため、安定した農業経営のためには農地の集積・集約化が必要となります。

一方で、土地改良事業によって整備された揚水施設、用排水路および農道等は、整備後45年以上が経過し、老朽化が進んでいます。そのため、揚水機の故障や漏水事故などが多発しており、施設の管理者による効率的かつ計画的な保全更新対策の推進が必要です。

また、農業水利施設の多くは土地改良区が維持管理していますが、土地持ち非農家の増加に伴う農業意識の低下や農業従事者の高齢化などにより、管理体制は脆弱化しつつあるため、多様な主体の参画による安定的な管理体制を構築していく必要があります。

さらには、近年においては、集中豪雨等の発生頻度の増加や酷暑等に配慮した整備に対する住民意識の高まりなど、防災面を含む多面的機能の発揮に関する状況にも変化が生じてきており、状況に十分配慮した管理体制整備を図ることが重要となっています。

なお、市街化区域※内農地については、計画的な開発が進む一方、景観、環境、教育、防災等の農地の多面的な役割があり、保全の方向性については都市農業振興基本法※および基本計画に基づく都市農業の位置づけを基本として、地域の需要に応じた保全・活用を行うことが必要です。

◇施策の展開

(1) 優良農地の保全と遊休農地の解消

1) 農業振興地域整備計画に基づく農地の保全

市内にある基盤整備済みの優良農地については、農業の規模拡大や営農活動の効率化のためにも、今後も農業振興地域整備計画に基づいて保全を図ります。

2) 遊休農地の発生防止・解消

- ・農業委員会と連携し、不耕作となっている農地の所有者や借受者へのヒアリングの実施等、農地の適正な管理に取り組むよう指導を行うなど、遊休農地の発生防止に努めます。
- ・新たな借受希望者による遊休農地の解消に向けた取り組みに対して支援を行います。

3) 市街化区域内農地の保全活用

- ・市街化区域内については、体験農業の場や市民農園のための農地、伝統文化に必要な作物を生産するための農地など、地域の交流や活性化が見込まれる農地について、地域の需要に応じた保全・活用に努めます。

(2) 担い手への農地集積・集約化と大規模区画化

1) 地域計画※に基づいた農地中間管理事業※による農地の集積・集約化の促進

- ・地域計画の目標地区に基づき、農地中間管理事業による農地の貸借を行い、担い手への農地の集積・集約化を促進します。

2) 効率的な農業生産に資する大規模区画化の促進

- ・担い手への農地の集積・集約化に加え、作業効率の向上や、自動直進トラクター等のスマート農業技術の効果的な活用に向け、農地の大規模区画化を促進します。

(3) 農業生産基盤施設の保全・長寿命化対策

1) 土地改良施設の長寿命化、計画的な保全管理

土地改良施設の効率的かつ計画的な保全更新対策を推進し、農業の生産基盤の長寿命化を図ることで、土地改良区や農業組合等の施設の維持管理に係る負担を軽減し、農業の持続的な発展を支援します。

また、農業水利施設については、県と連携してアセットマネジメント※を推進し、次世代に健全な状態で引き継げるよう計画的な更新を支援します。

2) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の推進

地域ぐるみの共同活動を通じて、農村の保全を図る質の高い取り組みや地域住民などの多様な主体との連携を一層促進し、農村の地域力を高めることで、集落によって行われる農道や水路の簡易な補修や更新を支援します。また、維持管理体制については、地域住民を含む多様な主体の参画による安定的な体制の整備・強化を図り、農業施設の有する多面的機能が発揮できるよう支援していきます。

3) 農業生産基盤整備事業の更なる支援

「守山市農業生産基盤整備事業」および「守山市野洲川畑地帯生産基盤整備事業」により、土地改良区や農業組合が行う農業生産基盤施設の改良等については、計画的な整備と更新に努め、より効果的な事業実施となるよう更なる支援を行います。

【成果目標】

指 標	現況（令和6年度末）	目標（令和12年度）
担い手への農地の集積率	77.5%	80.0%

基本方針3 <農産物> 地域特性を活かした農産物の生産と販売・消費

◇現況と課題

近年、米や野菜などの農産物の生産環境は、消費者ニーズの多様化や産地間競争の激化等により、厳しい状況にあります。本市においては、消費者や市場から支持を得た農産物は、産地化またはブランド化を図ってきましたが、「モリヤマメロン」や「守山こぼまブドウ」等の産地は、生産農家の高齢化等が顕著になっています。

今後も消費者のニーズに応え、産地（ブランド）を発展させるためには、生産者の確保と、温暖な地域特性を活かした高品質な農産物の栽培に加え、積極的な販路拡大に取り組み、産地間競争に勝てる競争力のある生産・流通・販売体制を確立していくことが必要です。

また、直売所や食品スーパーでの守山産農産物の販売や学校給食での導入など、地産地消の取り組みが進んでいますが、流通にかかる経費削減や環境負荷の低減、新鮮で安全・安心な農産物の供給等に資するものとして、地産地消の更なる推進が求められています。

さらに、特産物を活用した加工品の生産・販売や観光農園の取組が農業者個々で進められており、今後、更なる経営の多角化や所得拡大を図るための支援が求められています。

◇施策の展開

(1) 産地（ブランド）の形成と発展

1) 本市の特産物（モリヤマメロン等）の生産者の育成・確保

- ・モリヤマメロンのブランド力の維持発展を図るため、新規就農者の生産に係る経費や生産技術指導の指導料等に対し、引き続き支援を行います。
- ・守山産野菜の産地維持と安定供給を図るため、モリヤマメロンの裏作等で守山産野菜の生産に取り組みようとする新規就農者の生産に係る経費等に対する支援を引き続き行います。
- ・その他の果樹や野菜等についても、就農フェア等での新規就農希望者の掘り起こしを行うとともに、国の補助制度等を活用する中、生産者の育成と確保を図ります。

2) もりやまフルーツランドの産地としての振興

- ・生産者、JA、行政などの関係者で構成する協議会において産地の目指すべき姿を定めた『果樹産地構造改革計画』に基づき、関係機関が協力・連携し、産地の発展を目指します。
- ・消費者ニーズへの対応や農作業の効率化等を図るための果樹の新植・改植を促進します。
- ・便利な交通アクセスや琵琶湖を望む美しい景観等、園地の立地的な条件等を活かし、滞在型の観光果樹園としての取り組みを推進します。

3) 「もりやまブランド」・「もりやまびわこパール野菜」の普及促進

- ・産官学連携の取組を推進する「もりやま食のまちづくりプロジェクト」において「もりやまブランド」に選定された11品目や「もりやまびわこパール野菜」について、認知度を高めるとともに、消費拡大につながるよう特産物の普及に取り組みます。

4) 地域特産物の販路拡大と多様な販売チャネルの開拓

- ・高品質な地域特産物の生産の推進および産地情報のPR等を通じて、販売力の強化に取り組みます。また、新たな販売先の開拓やふるさと納税およびECサイト等の活用により、販路拡大と多様な販売チャネルの構築を図ります。

(2) 地産地消の推進・6次産業化※の推進

1) 直売所等への出荷拡大

- ・マーケットイン※に基づく消費者ニーズの把握に努め、消費者に生産者の顔が見える直売所や直売会、学校給食等へ出荷の拡大を推進します。
- ・「ファーマーズマーケットおうみんち」においては、関係機関と連携した施策を展開し、農産物の販路拡大による農家所得の向上を図ります。

2) 学校給食への更なる守山産農産物の導入

- ・今後も守山市近江米振興協会を通じて、守山産の環境こだわり米の米飯の提供について、引き続き支援します。
- ・野菜を始めとする市内農産物の学校給食への更なる導入を推進します。

3) 食育（食農教育）※の推進

- ・教育現場、生産者、地域住民、行政が密接な連携を図り、学校給食や農業体験学習を通じて、農業への関心を高め、食と農の大切さや食の安全性への理解、地産地消を通じた食料自給率や環境に配慮した意識向上に資する取組など、将来の地域を担う子どもたちへの食育（食農教育）を推進します。

4) 「もりやま食のまちづくりプロジェクト」の各種事業展開

- ・「もりやま食のまちづくりプロジェクト」において、地産地消をはじめ食育、健康、農福連携等の各分野の取り組みを効果的に結びつける新たな事業展開を推進します。

5) 付加価値向上に向けた取組支援

- ・農業者の経営の多角化や所得拡大を図るとともに、地域ブランドの創出、消費者や市場のニーズに即した農産物や加工品の提供など地域活性化に資するものとして、農業者等による加工場、直売所、農家レストランの整備や観光農園の運営等の6次産業化や農産物の付加価値向上に向けた取組を支援します。

【成果目標】

指 標	現況（令和6年度末）	目標（令和12年度）
守山産農産物がメディアに取り上げられた件数	4件 /年	5件/年
ファーマーズマーケット おうみんちにおける地場 産農産物の販売高	607,000 千円	685,000 千円 ※

※当項目の目標年度については、JA レーク滋賀における目標年度と整合を図るため
令和9年度とする

基本方針 4 <栽培技術・環境> 栽培技術等の向上と環境調和・気候変動への対応

◇現況と課題

本市の営農体系は、水稲および小麦・大豆栽培による土地利用型農業、温暖な気候を活かした野菜や果樹の露地栽培、野菜および花卉を栽培する施設型農業から主に成り立っています。

近年は猛暑による高温障害など、気候変動が農産物の収量や品質に大きな影響を及ぼしています。このため、基本技術の徹底に加え、気候変動に対応するための栽培技術や品種の普及促進が必要です。

さらに、台風や集中豪雨など自然災害の発生が今後も想定され、近年はその激しさが増していることから、それらのリスクに対する備えがより重要となっています。

また、近年の環境保全意識の高まりとともに、食の安全性が問われている中、農業生産においては安全で安心な農産物が求められ、農薬・化学肥料を低減し、堆肥の施用などによる環境との調和に配慮した持続的な農業が求められています。

本市においては、野焼きや農業濁水など農業生産活動により発生する環境負荷が見受けられるため、発生防止に向けた取組を推進する必要があります。

◇施策の展開

(1) 各作物の栽培技術等の向上

- ・温暖な気候と豊富な水利条件を活かし、マーケットインの視点から消費者のニーズを満たす高品質な米や野菜・花卉・果樹の生産を積極的に推進します。このため、スマート農業技術等の導入・普及による省力化、生産コストの削減や、適地適作*品種の作付を推進し、生産性の高い栽培を目指します。
- ・高品質な農産物の生産量確保のため、国の補助制度等を活用する中、経営規模拡大に必要な機械や施設整備事業を支援します。
- ・食品の安全の確保、環境の保全、労働安全の確保のため国際的に取り組まれている「GAP（農業生産工程管理）*」を推進します。
- ・気候変動に対応し、より生産性の高い栽培方法の確立に向け、栽培こよみを随時見直すとともに、栽培に係る研修会への参加を促進します。
- ・土づくりを改善することで地力を向上させ、高品質な作物の生産を目指します。
- ・近年被害が増加している獣害について、有効な対策を研究し生産者への支援を検討します。
- ・生産者への病虫害発生状況等の情報提供により安定生産につなげます。

▽作物ごとの取組

①水稲

- ・地域に適合した良食味米の安定生産を推奨するとともに、気象状況に応じた施肥管理等により、守山産米の品質向上を図ります。
- ・従来から発生している病虫害に加え、近年増加しているイネカネムシ、縞葉枯病、ごま葉枯病等に対する防除の徹底を推進します（栽培要件がある品種を除く）。

- ・食の安全・安心に向けた取組の一環として、主食である米や小麦の安全性を確保するため、カドミウム^{*}の吸収抑制対策の徹底を図ります。

②麦・大豆

- ・麦・大豆の作付にあたっては集団化（ブロックローテーション^{*}）により、湿害や連作障害^{*}の回避および雑草の発生抑制を図ります。
- ・小麦栽培における排水対策、土づくり、病虫害防除、実肥の施用等を励行し、高収量・高品質（タンパク含有量向上）小麦の栽培を推進します。
- ・大豆栽培においては、排水対策等の基本技術に加え、ほ場条件に応じた播種やカメムシを始めとする病虫害、難防除雑草の防除の徹底を推進します。
- ・防除体系においては、農薬のドリフト（農薬飛散）の防止を徹底し、適正な農薬使用の普及・啓発を行います。
- ・実需者の求める品質をクリアするとともに本市の営農状況に適した麦・大豆の品種を検討・作付し、高品質な産地づくりを推進します。

③野菜

- ・消費者に対して安全で安心な野菜を提供できるよう、減農薬・減化学肥料栽培など、環境にやさしい農業を推進します。
- ・野洲川畑地帯等の野菜産地での新規就農者の育成を図ります。
- ・低コスト・省力栽培および農作業の効率化対策を推進します。
- ・生産技術の改善や新技術の導入による生産性の向上および施設化による高品質化、安定生産、通年生産体制の確立を図ります。

④花卉

- ・異常気象、難防除性の病虫害への新たな対策技術の実装支援により、高品質化、安定生産、通年生産体制の確立を図ります。
- ・園芸作物の有利販売を展開するため、計画的な生産出荷の推進、品質・規格の統一化、輸送・販売体制の整備を推進します。

⑤果樹

- ・環境こだわり農産物認証取得に向けた支援と農薬の安全使用を推進します。
- ・高品質果実生産安定技術の普及・実践に取り組みます。
- ・適期作業の励行を推進します。

(2) 環境負荷低減の取組

1) 環境こだわり農産物の生産拡大

- ・本市や琵琶湖の環境を保全しつつ生産性の高い安全で安心な農産物を供給するために、関係機関と連携し、堆肥等の施用技術、化学肥料および化学農薬の低減技

術の導入等、有機農業を含めた環境にやさしい農業生産方式の普及促進を図り、環境こだわり農産物の作付を推進します。

- ・環境こだわり農産物の作付において、国の支援対象外となる市街化区域内の農地を対象に、市独自で支援を行います。

2) 農業濁水の流出防止

- ・代かき時における農業濁水流出による環境負荷を低減するため、浅水代かき^{*}や水田ハロー^{*}を導入した生産方式の指導・助言、畦畔^{*}からの漏水防止および止水板による徹底管理を周知・啓発し、地域ぐるみで取り組む活動を支援します。
- ・県営水質保全対策事業^{*}により造成された浄化池、浄化型排水路および循環ポンプなどの施設を適切に運転および維持管理することで、農業濁水による琵琶湖の水質への環境負荷の削減に引き続き取り組みます。
- ・環境にやさしく、琵琶湖の水質を保全するため環境保全型農業を推進するとともに、こうした取り組みを通して琵琶湖の生態系の保全に努めます。

3) 農業系廃プラスチックの適正処理等

- ・農業用廃ビニール処理については、関係機関と連携する中、適正処理について農業者への周知を図ります。
- ・プラスチック被覆肥料を使用しない施肥を推進し、プラスチックの被覆殻の流出防止を図ります。

4) 地域環境向上の取組

- ・地域の農業用水が防火用水や生活用水としても利用されていることに鑑み、農閑期にも通水を促し、地域の環境向上を図ります。
- ・稲わらや麦わら等の無秩序な野焼きは行わず、土に還元することで再資源化や有効活用を図る取り組みを推進します。

(3) 気候変動等への対応

- ・気候変動の影響を受けにくい品種の導入や栽培技術等の情報収集を行い、研修会等により普及を図ります。
- ・災害に強い農業を進めるため、農業用ハウスの補強や農業版BCP（事業継続計画）^{*}の策定を促進します。
- ・自然災害や価格下落等の農業経営における様々なリスクに対応し、農業経営の安定化を図るために収入保険の普及促進を行います。

【成果目標】

指 標	現況（令和 6 年度末）	目標（令和 12 年度）
うるち玄米の一等米比率 （過去 3 年の平均）	42.4%	50%
きらみずきの栽培面積	8.9ha	40.0ha
麦、大豆の単収 （過去 3 年の平均）	麦 357kg/10a 大豆 144kg/10a	麦 380 kg/10a 大豆 160 kg/10a

基本方針5 <農村> 農村集落の将来像の検討

◇現況と課題

これまで農業組合が中心となって、集落における合意形成や農業者間の各種調整、市とJA等との連絡調整等を担うことで、集落における農業を支えてきました。

しかし、アンケート調査によると、市内50組合のうち、5年後に組合員数が減る組合が過半数であり、そのうち3割以上減る見込みの組合が14組合ある状況です。また、今後概ね5年の役員が目途が立っていない組合は約4割に上ります。農業者の減少等により農業組合の置かれている状況は変化してきており、今後のあり方について検討する必要があります。

また、令和7年3月に策定した地域計画については、各集落等において、地域の将来の農業のあり方についての話し合いを行いました。策定に係る検討期間が短かったことから、現状の耕作状況が概ねそのまま将来の計画となっている集落が多くあります。今後は農地の集約化の検討を行うなど、地域計画をブラッシュアップさせていく必要があります。

◇施策の展開

(1) 農業組合のあり方検討

- ・農業組合が現在担っている役割や課題について整理し、負担軽減については、農地や耕作者データの提供等を実施します。
- ・検討にあたっては、農業組合等から意見を聞く機会を設けます。

(2) 地域計画のブラッシュアップに向けた定期的な見直し

- ・地域計画に定めた目標地区における将来の予定耕作者については、随時変更が生じることが想定されるため、地域計画は最低年1回、見直しを行います。
- ・その他、全体的な地域の将来の農業のあり方や農地利用（特に農地の集約化）についても、国の補助制度の活用を見据えながら見直しを行います。

【成果目標】

指標	現況（令和6年度末）	目標（令和12年度）
地域計画の見直し地区数	—	31地区（毎年）

第5章 関係機関による農業施策の一体的な推進

本市農業が持続的に発展し、安全で安心な農産物を安定的に生産・供給ができ、本市の基幹産業として競争力をもった魅力ある農業を構築していくためには、JAや滋賀県等の関係機関と情報共有を行うとともに市の関係部署間の連携を強め、活力ある地域農業の形成に向けて一体的、総合的な施策の展開を図ります。

用語解説

	用 語	用語解説
あ	浅水代かき	代かきは、田植えの前に田に水を入れ、トラクターなどで土と水をかき混ぜて田面を平らにする作業。代かき時、水田内の水には、大量の土の粒子等が混ざっており、これらを含んだ濁水が河川へ流出することを防ぐために、代かきを浅水状態（土面が 7～8 割見える程度）で行うことを浅水代かきという。
	アセットマネジメント	農業水利施設を資産としてとらえ、この資産のより効率的・経済的な、また環境に配慮した維持管理手法の総称をいう。
か	カドミウム	元素記号は Cd。日本国内の土壌は大半が中性から酸性であるためカドミウムの溶け出しやすい環境であり、このため食物はカドミウムによる汚染を受けやすい。米をはじめとして食物には含有基準が設けられており、基準値以上のカドミウムを含む農作物は販売することができない。食品衛生法上では玄米において 0.4mg/kg と規定され、これを超過したものはすべて焼却処分となっている。
	環境こだわり農産物	県が定めた基準に基づき、化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常の栽培の 5 割以下に減らすとともに、濁水の流出防止等、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術で生産された農産物のこと。
き	GAP（農業生産工程管理）	農業において、食品安全・環境保全・労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組のこと。
け	畦畔	水田に流入させた用水が外にもれないように、水田を囲んで作った盛土等の部分のこと。
	県営水質保全対策事業	農業用排水の水質汚濁に起因する営農上の障害除去または、公共用水域に排出される排水の浄化による良質な用水の確保および農村地域の環境保全を図るため、畦畔漏水防止対策や循環かんがい施設、ヨシ等の水生生物が有する浄化機能を利用した浄化施設の整備を行う事業のこと。
し	市街化区域	都市計画区域 [*] 内で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的にかつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法第 7 条第 2 項に基づいて計画決定された区域のこと。
	市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化区域に対して市街化を抑制する区域として、都市計画法第 7 条第 3 項に基づいて計画決定された区域のこと。

	滋賀県基本構想	県政運営を総合的に行う基本的な指針となるもので、県政の最上位計画として、部門別の各種計画、ビジョンの基本となるもの。計画期間は2019年から2030年までの12年間。
	滋賀県農業・水産業基本計画	「滋賀県基本構想」を上位計画とし、滋賀の農業および水産業を取り巻く環境変化を踏まえて、中期的な施策の展開方向を示す農業・水産業部門の基本計画。滋賀県の農政の総合的な推進の指針とされている。
	市民農園	都市の住民がレクリエーション、自家消費用野菜・花の生産、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。
	集落営農組織	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う組織のこと。
	食育（食農教育）	生きることの最も基本的な要素である「食」と、それを支える「農（農業）」について、学び体験すること。
	食料・農業・農村基本計画	食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めた計画のこと。情報変化等を踏まえ、概ね5年ごとに変更することとされている。
	新規就農者	農家世帯員のうち調査期日の前々年の就業状態区分が「勤務が主な人」と「学生の人」で、過去1年間の普段の就業状態が「農業が主な人」になった者のこと。
す	水田ハロー	ロータリの代わりにトラクターに取り付ける浅水代かき用の機具。ロータリより回転爪の長さが短く、作業幅が広いいため、碎土・均平性能に優れている。
	スマート農業技術	ロボット技術、ICT（情報通信技術）、AI（人工知能）などを活用し、作業の効率化・省力化、コスト削減、品質向上および生産性の向上を実現する農業技術のこと。
せ	青年等就農計画	農業経営基盤強化促進法に基づく認定新規就農者になるために市町村に提出する計画。市町村の掲げる所得目標等を達成するために必要な項目を記載した概ね10年間の営農計画のことであり、市町村から青年等就農計画の認定を受けた者が認定新規就農者*である。
	世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策	多面的機能支払交付金事業の滋賀県における名称。現在、農村で生活する住民だけでなく、次世代にも農村の豊かさを伝え、地域ぐるみの活動を継続していくことを目指して名付けられた。交付要件に農業排水の流出防止等の環境に配慮した活動を加える等、制度上も滋賀県独自の仕組みになっている。

た	多面的機能支払交付金	水路、農道、ため池および法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金のこと。(農地維持支払交付金、資源向上支払交付金から構成)
ち	地域計画	地域の農業を維持するために、地域ごとの目指すべき将来の農業のあり方および農地利用の姿を明確にする計画。計画本文と農地一筆ごとの将来の予定耕作者を示す「目標地図」により構成される。
	地産地消	地域で生産された食材をその地域で消費すること。生産された農産物を地域で消費する活動を通じて、消費者と生産者を結びつけ、信頼関係を構築する取組のこと。
て	適地適作	地域にあった作物を作付け、栽培すること。
と	登熟期	豆類など農作物が結実して次第に成熟していく時期のこと。
	都市計画区域	都市計画を策定すべき地域で、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに都市計画基礎調査等を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。本市は、大津市の一部、草津市、栗東市、野洲市、湖南市の一部とともに「大津湖南都市計画区域」に属している。
	都市計画マスタープラン	「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すもので、まちづくりの将来目標や土地利用、都市施設の整備方針等を明らかにするとともに、地域ごとのまちづくりの方針や実現に向けての推進方策を定めるもの。
	都市農業	都市の中で都市と調和しつつ存在する農業。都市の周辺の近郊農業と区別するもの。その役割は①新鮮で安全な農産物の供給、②身近な農業体験・交流活動の場の提供、③災害時の防災空間の確保、④やすらぎや潤いをもたらす緑地空間の提供、⑤国土、環境の保全、⑥都市住民の農業への理解の醸成といった多様な役割を果たしている。
	都市農業振興基本法	都市農業 [*] の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された法律。
	土地利用型農業	経営面積を拡大することにより所得確保を目指す農業経営。本市では水稻・麦・大豆等を栽培する経営が多い。
に	担い手	担い手の農地利用集積状況調査における「担い手」とは、「認定農業者」、「認定新規就農者」、「基本構想水準到達者」および「集落営農経営」の4類型に該当する経営体のことをいう。

	認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法に基づき、就農後に安定して農業を経営するための計画（青年等就農計画 [*] ）が基準に適合するとして、市町等から認定を受けた新たに農業経営を営もうとする青年等のこと。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営を改善するための計画（農業経営改善計画 [*] ）が基準に適合するとして、市町等から認定を受けた農業者のこと。
の	農業経営改善計画	農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために市町等に提出する計画。農業経営の現状、5年後に実現を目指す農業経営の改善に関する目標、目標を達成するためにとるべき措置を記載する。市町等から農業経営改善計画の認定を受けた者が認定農業者 [*] である。
	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図るべき地域として県知事が定める地域のこと。
	農業振興地域整備計画	今後農業用に活用する区域として市町が定めた計画のこと。農業振興の場として保全していく計画をいう。
	農業版BCP（事業継続計画）	事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を農業分野に適用したもので、自然災害などの緊急事態発生時に、被害を最小限に抑えつつ、早期に復旧して事業を継続できるよう、平常時に行うべき活動や事業継続のための方法・手段などをあらかじめ取り決めておくための計画。
	農業法人	法人形態によって農業を営む法人の総称。法人形態は株式会社等の「会社法人」と「農事組合法人」とに分けられる。この農業法人のなかで、農地法第2条第3項の要件に適合し、農業経営を行うために農地を取得できる農業法人のことを「農地所有適格法人」という。
	農地中間管理事業	農地中間管理機構（農地バンク）は、平成26年度に全都道府県に設置された「信頼できる農地の中間的受け皿」である。農地中間管理事業は、農用地の利用効率化、高度化を促進するため、農地中間管理機構が農地所有者から農地を借受け、耕作者である担い手へ貸付けを行う事業のこと。
	農業経営体	経営耕地が30a以上、農産物販売額50万円以上など幾つかある要件のうちの一つ以上に該当する者のこと。
ふ	ブロックローテーション	田畑輪換の一形態であり地域内の水田を数ブロックに区分し、そのブロックごとに集団的に転作し、これを1年ごとに他ブロックに移動し、数年間で地域内のすべてのブロックを循環する形態のこと。
ま	マーケットイン	市場や購買者という買い手の立場に立って、買い手が必要と

		するものを提供していこうとすること。商品の企画開発や生産において消費者のニーズを重視する方法をいう。
も	守山市長期ビジョン 2035	令和8年度（2026年度）から今後10年間の守山市におけるまちづくりの総合的な計画として、新しい時代にふさわしい、目指すべき将来像とその実現に向けた取り組みについて示したものの。
ゆ	遊休農地	現に耕作されておらず、今後も引き続き耕作されないと見込まれる農地、または、周辺地域の農地と比較して著しく利用の程度が低いと認められる農地のこと。
れ	連作障害	同じ作物を同じ場所で連作することで、作物に病気や栄養障害などの障害が発生すること。
ろ	6次産業化	農林水産の1次産業の従事者が製造・加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）までの一連の流れに取り組むもので、農業経営の多角化や所得の拡大に貢献することをいう。
わ	早生品種	開花・結実・成熟が早い品種のこと。